

2019(平成31)年度～2023(令和5)年度

～居心地よく生きることができる社会の実現を目指して～

# いのちを支える常総プラン

## (常総市自殺対策計画)



常 総 市



## はじめに



我が国では、1998（平成10）年に初めて年間の自殺者数が3万人を超えて以来、2011（平成23）年まで高い水準で推移していました。こうした中、2006（平成18）年には自殺対策基本法が制定され、「個人の問題」と認識されがちであった自殺は、広く「社会の問題」と認識されるようになり、様々な関係者による取り組みが行われた結果、2017（平成29）年には2万1,321人と減少傾向となっています。しかしながら、社会・経済情勢が国際的にみて安定している日本において、今もなお2万人を超える方々が自らのちを絶っているという状況は、やはり非常事態として捉えるべきでしょう。加えて、10代については自殺率（10万人あたりの自殺者数）の改善はほとんど見られず、15歳～19歳の死因の一位は依然「自殺」という状況です。残念ながらその状況は20～39歳においても変わらず、「自殺」が死因の一位として挙げられています。また、自殺者一人に対して、少なくとも周囲6人が深刻な影響を受けるといわれていること、自殺者数のおよそ10倍と考えられている自殺未遂者数のことなどを考えると、自殺は特定の限られた問題ではなく、誰もが「当事者」になり得る身近で非常に大きな問題であると捉えることができます。

自殺の原因は一つではなく、多様な要因が複雑に絡み合っています。その多くは、精神的・社会的に追い込まれた末のいたしかたない選択の結果です。常総市においては、過去5年間（2013（平成25）年から2017（平成29）年）の自殺者は51名で、年に10名前後の方々がお亡くなりになっている状況です。2016（平成28）年4月に自殺対策基本法が改正され、自殺対策を「生きることの包括的な支援」として新たに位置づけ、地方自治体に自殺を防ぐための計画策定が義務付けられました。こうしたことから、市民一人ひとりがかげがえのない「いのち」を大切にし、居心地よく生きることができる社会を目指し、更にいのちを支える対策を推進するため、「いのちを支える 常総プラン（常総市自殺対策計画）」を策定いたしました。

今後、本計画を実行性のあるものとするために、保健・医療・福祉・教育・警察・消防・民間団体など様々な分野の機関や団体と連携を図りながら、いのちを支える対策を推進してまいります。なお、市民の皆様には、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたりご協力をいただきました市民の方、関係団体の方に深く感謝申し上げます。

平成31年3月

常総市長  
神尾 英樹



# 目次

第1章 計画策定について.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	2
3 計画の期間.....	4
4 計画策定までの流れ.....	5
(1) 計画策定のための国の支援.....	5
(2) 常総市の計画策定の流れ.....	6
5 計画の数値目標.....	6
第2章 自殺を取りまく現状.....	7
1 全国・茨城県の状況.....	7
2 常総市の状況.....	10
(1) 自殺者数と自殺死亡率の推移.....	10
(2) 常総市の自殺者の特徴.....	11
(3) メンタルヘルスに関する意識調査（抜粋）.....	13
①市民健康意識調査（20歳以上）2017（平成29）年6月実施.....	13
②中学3年生の生活調査 2017（平成29）年7月実施.....	15
③高齢者生活状況調査 2017（平成29）年1月実施.....	16
④平成27年9月関東・東北豪雨災害「こころの健康」アンケート調査.....	17
第3章 いのちを支える取り組み.....	21
1 基本理念.....	21
2 基本方針.....	23
3 施策設定の流れ.....	25
4 基本施策.....	26
(1) 市民への周知と理解・啓発（一次予防対策）.....	26
(2) いのちを支える人材の育成.....	27
(3) 精神保健上のハイリスク者への早期対策（二次予防対策）.....	28
(4) 未遂者や自死遺族への支援（三次予防対策）.....	29
(5) 地域におけるネットワークの強化.....	30
(6) 各種相談事業の推進.....	32
5 常総市の重点対策対象者に対する施策.....	34
(1) 勤務・経営者への支援.....	34
(2) 高齢者への支援.....	35
(3) 生活困窮者への支援.....	37
(4) 子ども・若者への支援.....	39

(5) 被災者への支援 .....	42
6 いのちを支える 評価指標（数値目標） .....	43
●指標目標 .....	43
●基本施策の評価指標 .....	43
●重点対象者に対する施策の評価指標 .....	44
第4章 推進体制 .....	45
(1) 計画の周知 .....	45
(2) 県・近隣市町との連携 .....	45
(3) 計画の進行管理 .....	45
(4) PDCAの実施 .....	45
資料編 .....	51
(1) 常総市いのちを支える関連事業一覧 .....	51
(2) いのちを支える自殺対策推進本部 .....	66
(3) いのちを支えるネットワーク委員会 .....	68
(4) 常総市市民協働まちづくり推進委員会 .....	71
(5) 庁内ワーキング会議 .....	76
(6) 計画策定の経緯 .....	79

# 第 1 章

計画策定について





# 第1章 計画策定について

## 1 計画策定の趣旨

2016（平成28）年4月の自殺対策基本法の改正を経て、2017（平成29）年7月に、自殺対策基本法に基づき国の自殺対策の指針となる自殺総合対策大綱が新たに閣議決定され、自殺総合対策に関する基本方針が示されました。これらの基本方針に基づき、民間、教育、行政が一層の有機的な連携を深めながら、地域における実践的な取り組みを展開し、居心地よく生きることができる常総市を目指して、いのちを支える対策を推進します。

自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られており、その解決手段として自殺が頭をよぎるという危機は誰にでも起こり得るものです。「自殺は、その多くが追い込まれた末の死である」という基本認識のもと、保健、医療、福祉、教育、労働、その他の関連施策との有機的な連携を図り、「生きることの包括的な支援」として実施されることが求められています。

そのためには、市民一人ひとりが自殺を身近な問題として意識でき、悩みを抱えた人が孤立せず、相談につながるができる相談支援体制の整備が必要です。

また、現代社会においては社会環境の複雑化や価値観の多様化の中で日々ストレスを抱えやすく、こころの健康を保つことはとても重要です。ストレスにうまく対処し、こころの病気を正しく理解することがこころの不調を早期に発見でき、重症化を防ぐことにつながります。そのためには、自分自身や身近な人のこころの不調に早めに気づき、対処できるよう啓発普及するとともに、身近な地域における気づき・見守りの体制を構築する必要があります。

このような状況の中、これまで「健康プランじょうそう（健康増進計画・食育推進計画・歯科口腔保健計画）において「こころの健康」を柱に「自殺対策」の取り組みを推進してきましたが、今後の常総市における自殺対策については、これらの趣旨を踏まえ、地域の実情に即した自殺対策の取り組みを推進します。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、自殺対策基本法第十三条2（都道府県自殺対策計画等）の規定に基づき、本市の実情に応じた自殺対策の施策を策定するものです。

本市における自殺対策を推進していくための総合的な計画であり、国の「自殺総合対策大綱」を踏まえたものです。同時に、市の最上位計画である「じょうそう未来創生プラン」と整合性をもち、「健康プランじょうそう（後期計画）」をはじめ自殺対策に関連するほかの各種計画と連携を図るものです。

また、地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られることを目指す「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現に向けた取り組みや生活困窮者自立支援制度などと連携し、自殺対策と共通する部分において一体的に推進していきます。

## 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）最終改正：平成28年法律第11号（抜粋）

## 第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

（自殺総合対策大綱）

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱（次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。）を定めなければならない。

（都道府県自殺対策計画等）

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

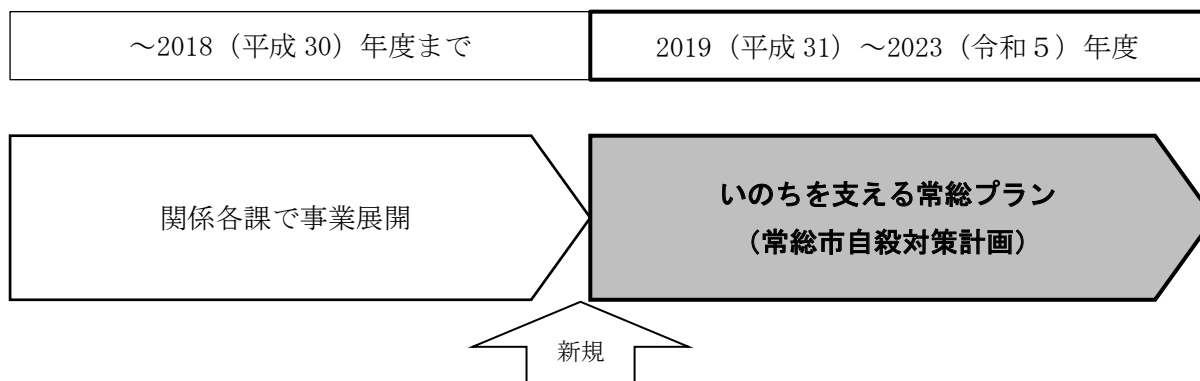
（都道府県及び市町村に対する交付金の交付）

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取り組み等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

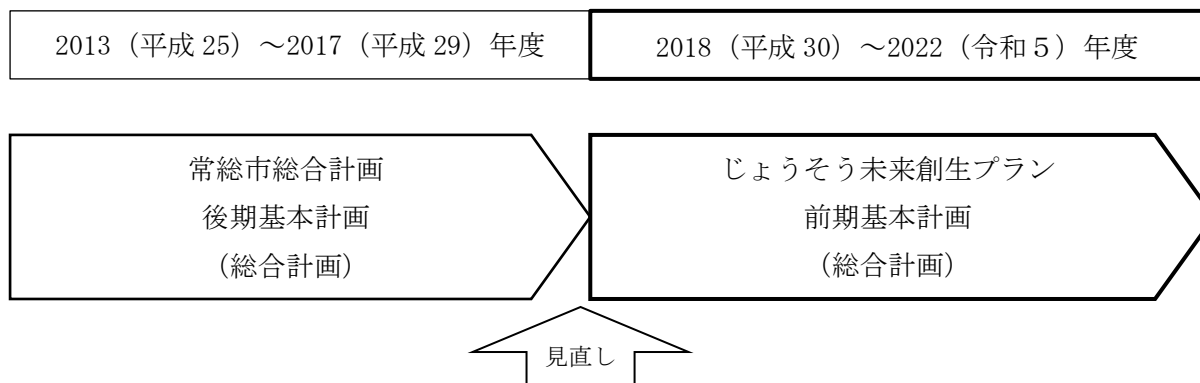
### 3 計画の期間

本計画の期間は、2019（平成31）年度から2023（令和5）年度までの5年間で第1期計画の計画期間とします。

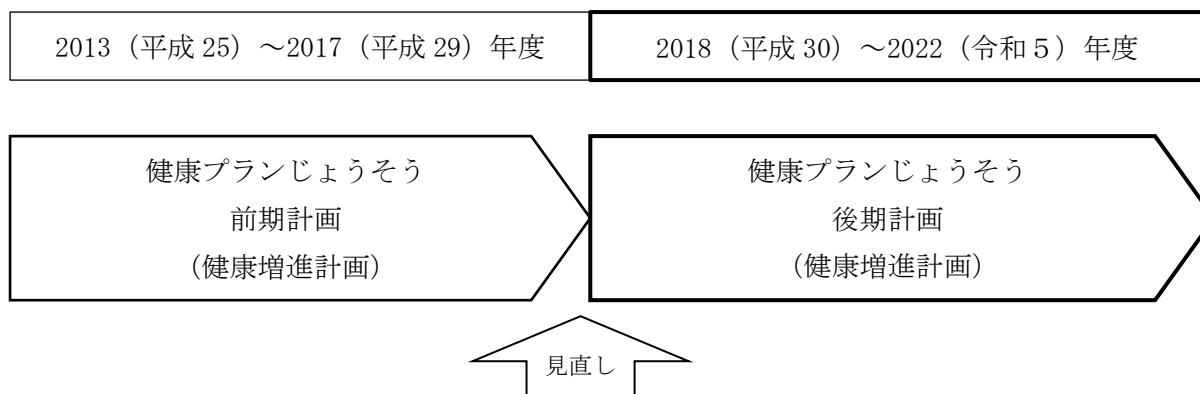
#### ●いのちを支える 常総 プラン（自殺対策計画：5年を1期）



#### ●じょうそう未来創生プラン（総合計画：10年間を基本構想1期）



#### ●健康プランじょうそう（5年を1期）



## 4 計画策定までの流れ

### (1) 計画策定のための国の支援

2016（平成28）年4月1日に厚生労働省に自殺対策推進室が設置され、内閣府の担ってきた事務を引き継ぐこととされました。同日付けで、厚生労働大臣を長とする「自殺対策推進本部」が設置され、多岐にわたる自殺対策を総合的に推進するため、保健、医療、福祉、労働その他の関連施策の有機的連携を図り、省内横断的に取り組んでいくこととなりました。

また、自殺対策に関する情報の収集・発信、調査研究、研修等の機能を担う機関としては、2006（平成18）年10月、国立精神・神経センター（現：国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター）精神保健研究所に、「自殺予防総合対策センター」が設置されましたが、自殺対策基本法の改正などの動きと並行して業務のあり方が見直され、地域レベルの実践的な自殺対策への支援を強化するために、2016（平成28）年4月に「自殺総合対策推進センター」に改組されました。

国における対策を総合的に支援する視点からは、「精神保健的な視点に加え、社会学、経済学、応用統計学等の学際的な視点」「民学官でP D C Aサイクルを回すためのエビデンスに基づく政策支援」に、また地域レベルの取り組みを支援する視点からは、「民間団体を含む基礎自治体レベルの取り組みの実務的・実践的支援の強化」「地域が実情に応じて取り組むための情報提供や仕組みづくり（人材育成等）」に、取り組んでいくこととなっており、以下の4室で構成されています。

- ▼自殺実態・統計分析室：地域自殺実態プロフィールの作成・更新等
- ▼自殺総合対策研究室：地域自殺対策政策パッケージの作成・更新等
- ▼自殺未遂者・遺族支援等推進室：自殺未遂者や遺族等への支援推進
- ▼地域連携推進室：地域自殺対策推進センターへの支援等

## (2) 常総市の計画策定の流れ

国が提供する「地域自殺実態プロファイル」及び「地域自殺対策政策パッケージ」の結果を分析し、課題や優先順位を把握し以下の流れで「いのちを支える常総プラン（常総市自殺対策計画）」を策定することになります。

### ▼意思決定の体制づくり「常総市いのちを支える自殺対策推進本部」

行政トップ（市長）が責任者となり、庁内の横断的な体制を整える。



### ▼関係者間での認識の共有「第1回いのちを支えるネットワーク委員会」「いのちを支える管理職研修会」「ゲートキーパー講習（新任者研修、公務力向上講座）」「常総市まちづくり推進委員会」

常総市の自殺実態の把握、自殺対策の理念の共有と自殺対策の目標の共有を行う。



### ▼地域の社会資源の把握「庁内既存事業の棚卸作業」「第2回常総市いのちを支えるネットワーク委員会」

庁内の関係事業の把握、地域資源の把握を行う。



### ▼計画の策定「第2回常総市いのちを支えるネットワーク委員会」「庁内ワーキング会議」

全体構成、各事業の担当・実施時期の明確化、検証可能な指標・目標の設定を行う。

## 5 計画の数値目標

大綱における数値目標は、自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）を2015（平成27）年と比べて2026（令和8）年までに30%以上減少させるとされています。

これを踏まえ、本計画においては、2023（令和5）年の自殺死亡率を2015（平成27）年に比較して「30%以上減少させる」ことを大目標とし、事業展開します。

# 第 2 章

自殺を取りまく現状



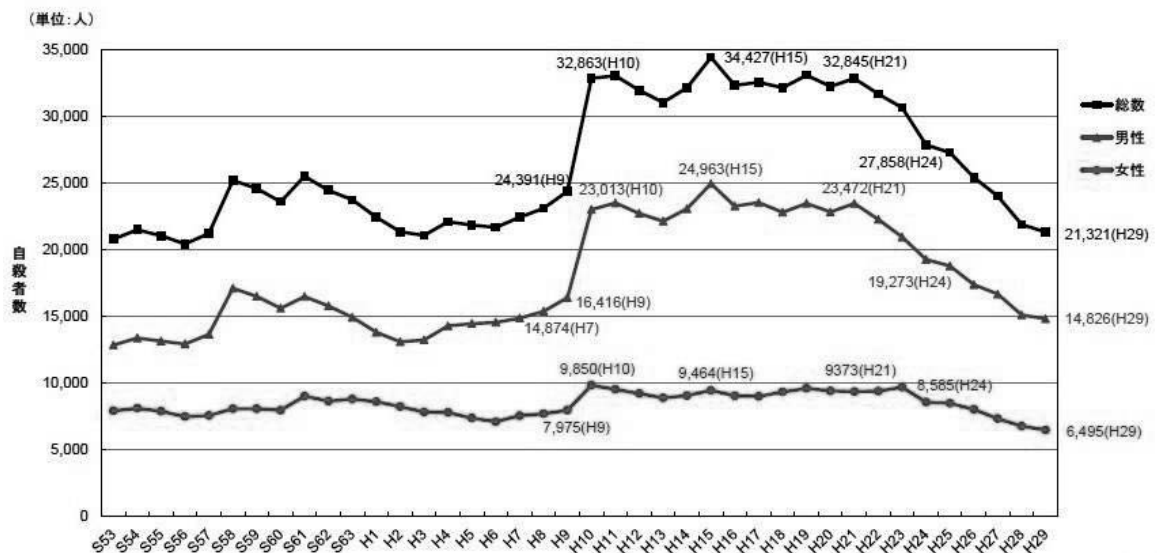


## 第2章 自殺を取りまく現状

全国及び常総市の自殺に関する現状は以下のとおりです。

### 1 全国・茨城県の状況

全国の1998（平成10）年の自殺者数は3万2,863人となり、2011（平成23）年までの13年もの間、3万人台で推移していました。その後は、減少傾向となり、2017（平成29）年の自殺者数は2万1,321人です。男性は8年連続の減少となっていますが、比率で見ると男性の自殺者数は女性の2.3倍となっています。



出典：厚生労働省自殺対策推進室

#### ●全国の自殺者数の推移

単位：人

H10年	H11年	H12年	H13年	H14年	H15年	H16年	H17年	H18年	H19年
32,863	33,048	31,957	31,042	32,143	34,427	32,325	32,552	32,155	33,093
H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
32,249	32,845	31,690	30,651	27,858	27,283	25,427	24,025	21,897	21,321

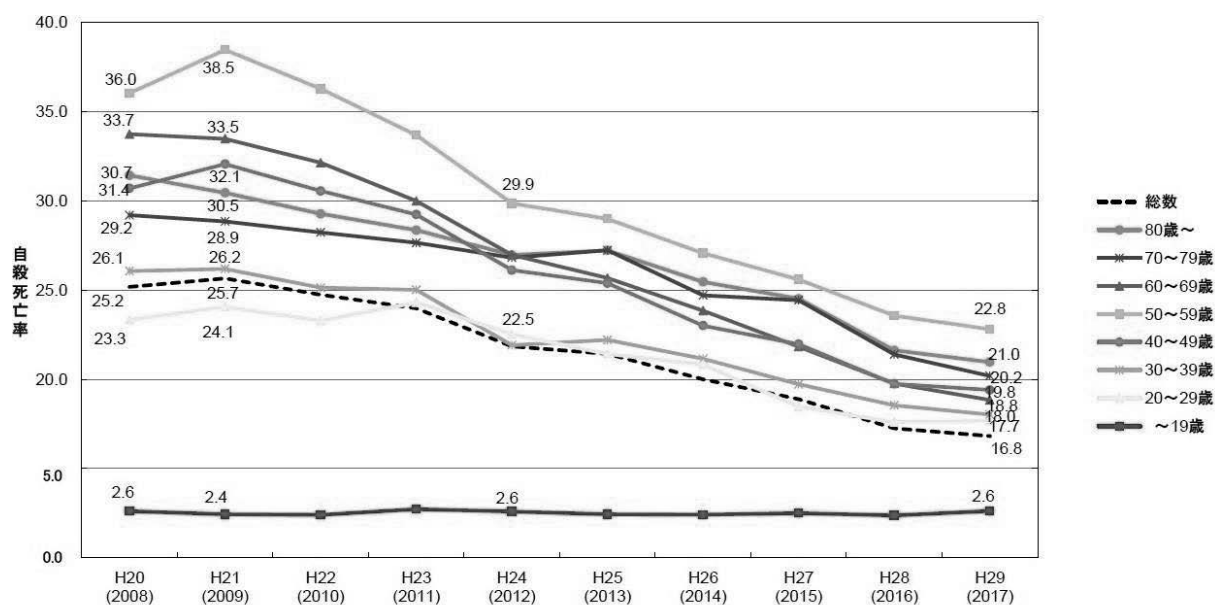
全国の自殺死亡率(人口10万人当たりの自殺者数)は、全体では1998(平成10)年が26.0、2017(平成29)年が16.8と減少傾向となっています。

### ●全国の自殺死亡率(人口10万人当たりの自殺者数)の推移

H10年	H11年	H12年	H13年	H14年	H15年	H16年	H17年	H18年	H19年
26.0	26.1	25.2	24.4	25.2	27.0	25.3	25.5	25.1	25.8
H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
25.2	25.7	24.7	24.0	21.8	21.4	20.0	18.9	17.3	16.8

近年、自殺者数、自殺死亡率はともに減少傾向にあるものの、年齢階級別に自殺死亡率を見ると、19歳以下の自殺死亡率については、変わらない状況で推移しています。15歳～39歳までの死因の一位は「自殺」です。若年層に対する対策は喫緊の課題です。

### ●全国の年齢階級別自殺死亡率(人口10万人当たりの自殺者数)の推移



平成18年までは「60歳以上」だが、19年の自殺統計原票改正以降は「60～69歳」「70～79歳」「80歳以上」に細分化された。

出典：厚生労働省自殺対策推進室

茨城県の1998（平成10）年の自殺死亡率は21.6人で、2011（平成23）年までは概ね24から25の自殺死亡率で推移していましたが、2012（平成24）年は減少傾向となっており、2017（平成29）年は16.7で、全国平均の16.8とほぼ同じ自殺死亡率となっています。

### ●茨城県の自殺死亡率の推移

H10年	H11年	H12年	H13年	H14年	H15年	H16年	H17年	H18年	H19年
21.6	23.3	23.7	22.8	24.1	25.0	23.6	23.4	24.6	27.5
H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
24.0	25.9	25.5	23.7	21.3	20.9	19.5	18.8	16.6	16.7

出典：茨城県政策企画部統計課（H10～H18）、厚生労働省自殺対策推進室（H19～H29）

### ●2017（平成29）年の都道府県別自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）の状況

県名	自殺者		県名	自殺者		県名	自殺者	
	率	人		率	人		率	人
北海道	18.7	1,001	石川県	17.3	199	岡山県	14.3	273
青森県	22.1	286	福井県	16.9	132	広島県	16.5	468
岩手県	21.7	275	山梨県	21.9	182	山口県	16.6	232
宮城県	17.9	418	長野県	16.9	352	徳島県	16.4	123
秋田県	24.3	245	岐阜県	17.9	361	香川県	16.5	160
山形県	19.5	217	静岡県	18.4	677	愛媛県	21.1	290
福島県	20.1	382	愛知県	15.3	1,151	高知県	17.5	126
茨城県	16.7	486	三重県	18.9	341	福岡県	17.2	879
栃木県	20.0	393	滋賀県	16.1	227	佐賀県	16.8	139
群馬県	18.7	368	京都府	14.1	368	長崎県	17.9	245
埼玉県	16.2	1,182	大阪府	13.6	1,201	熊本県	16.2	287
千葉県	15.8	985	兵庫県	17.7	976	大分県	18.3	212
東京都	15.7	2,145	奈良県	13.8	187	宮崎県	19.0	208
神奈川県	14.0	1,276	和歌山県	21.1	201	鹿児島県	18.5	303
新潟県	20.7	473	鳥取県	17.5	100	沖縄県	17.6	253
富山県	20.5	217	島根県	17.2	119	全国	16.8	21,321

出典：厚生労働省自殺対策室

## 2 常総市の状況

常総市の自殺に関する概要は以下のとおりです。

### (1) 自殺者数と自殺死亡率の推移

自殺総合対策推進センターが示した「地域自殺実態プロファイル」による直近5か年の自殺者の推移は、茨城県が2013（平成25）年が614人、2017（平成29）年が494人となっています。

常総市は、2013（平成25）年が13人でしたが、2017（平成29）年は8人となっています。

#### ●茨城県の直近5か年（H25～H29）の自殺者数の推移 単位：人

2013（H25）年	2014（H26）年	2015（H27）年	2016（H28）年	2017（H29）年
614	565	545	479	494

#### ●常総市の直近5か年（H24～H28）の自殺者数の推移 単位：人

2013（H25）年	2014（H26）年	2015（H27）年	2016（H28）年	2017（H29）年
13	12	13	5	8

出典：自殺総合対策推進センター

直近5か年の自殺死亡率の推移は、茨城県が2013（平成25）年が20.5、2017（平成29）年が16.7と減少傾向で推移しています。

常総市は2013（平成25）年が19.6でしたが、2017（平成29）年は12.5となっています。

#### ●茨城県の直近5か年（H25～H29）の自殺死亡率の推移

2013（H25）年	2014（H26）年	2015（H27）年	2016（H28）年	2017（H29）年
20.5	18.9	18.3	16.1	16.7

#### ●常総市の直近5か年（H25～H29）の自殺死亡率の推移

2013（H25）年	2014（H26）年	2015（H27）年	2016（H28）年	2017（H29）年
19.6	18.2	19.9	7.8	12.5

出典：自殺総合対策推進センター

## (2) 常総市の自殺者の特徴

2013（平成25）年から2017（平成29）年の常総市の自殺者総数51人の内訳は、性別では、女性9人に対し、男性が42人と4.7倍となっています。男性の年齢階層では、60～69歳が最も多く10人、次いで50～59歳が9人などとなっています。女性では60～69歳及び80歳以上が3人で最も多くなっています。

## ●常総市の性別・年齢階層別自殺者の特徴

単位：人

		H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	合計	平均
自殺者総数		13	12	13	5	8	51	10.2
男性	合計	10	11	11	4	6	42	8.4
	20歳未満	0	0	0	0	0	0	-
	20～29歳	1	0	1	3	1	6	1.2
	30～39歳	1	1	2	0	2	6	1.2
	40～49歳	2	1	2	0	1	6	1.2
	50～59歳	1	5	2	1	0	9	1.8
	60～69歳	4	3	3	0	0	10	2.0
	70～79歳	1	0	0	0	2	3	0.6
	80歳以上	0	1	1	0	0	2	0.4
女性	合計	3	1	2	1	2	9	1.8
	20歳未満	0	0	0	0	0	0	-
	20～29歳	0	0	0	0	0	0	-
	30～39歳	0	0	0	0	1	1	0.2
	40～49歳	1	0	0	0	0	1	0.2
	50～59歳	0	0	0	0	0	0	-
	60～69歳	0	1	1	0	1	3	0.6
	70～79歳	1	0	0	0	0	1	0.2
	80歳以上	1	0	1	1	0	3	0.6

出典：自殺総合対策推進センター

また、「職」の有無や「同居者」の有無では、男性では、40～59歳で「職がある」かつ「同居者あり」で分類された自殺者が7人で最も多く、次いで60歳以上で「職があり」かつ「同居者あり」で分類された自殺者が6人、60歳以上で「無職」かつ「同居者なし」及び20～29歳で「職あり」かつ「同居者あり」で分類された自殺者も5人などとなっています。

女性では、60歳以上で「無職」かつ「同居者あり」で分類された自殺者が7人などとなっています。

自殺に至る原因は一つではなく、複数の複雑な要因が絡み合っています。背景の危機経路を表に示してあります。

### ●地域の主な自殺の特徴

上位5区分		自殺者数	自殺率	割合	背景にある主な自殺の危機経路
1	男性 40～59歳 職あり 同居者あり	7人	20.4	13.7%	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
2	女性 60歳以上 無職 同居者あり	7人	16.3	13.7%	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
3	男性 60歳以上 職あり 同居者あり	6人	31.9	11.8%	①【労働者】身体疾患+介護疲れ→アルコール依存→うつ状態→自殺/②【自営業者】事業不振→借金+介護疲れ→うつ状態→自殺
4	男性 60歳以上 無職 同居者なし	5人	168.7	9.8%	失業(退職)+死別・離別→うつ状態→将来生活への悲観→自殺
5	男性 20～29歳 職あり 同居者あり	5人	20.1	9.8%	職場の人間関係/仕事の悩み(ブラック企業)→パワハラ+過労→うつ状態→自殺

出典：自殺総合対策推進センター

\*順位は自殺者数の多さに基づき、自殺者数が同数の場合は自殺率の高い順。\*自殺率の母数(人口)は平成27年国勢調査を元に自殺総合対策推進センターにて推計。

有職者の自殺の内訳は「自営業・家族従業者」が4人で19.0%、「被雇用者・勤め人」が17人で81.0%となっています。

### ●「有職者」の特徴

職業	自殺者数	自殺割合	全国割合
自営業・家族従業者	4人	19.0%	20.3%
被雇用者・勤め人	17人	81.0%	79.7%
合計	21人	100.0%	100.0%

出典：自殺総合対策推進センター

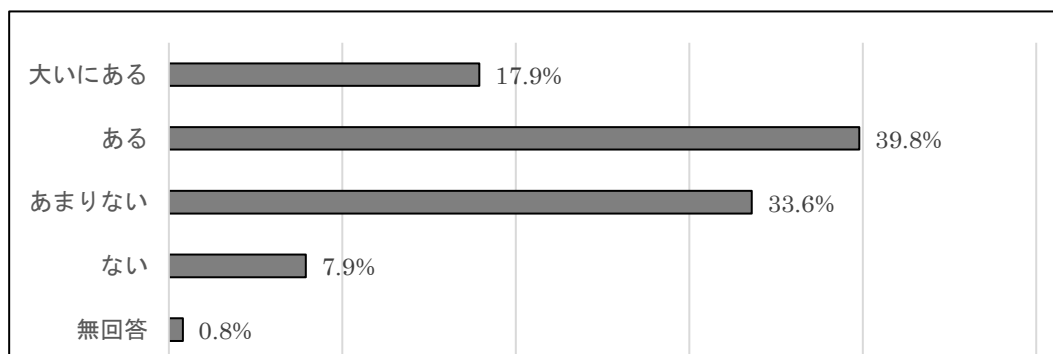
### (3) メンタルヘルスに関する意識調査（抜粋）

仕事、家庭、人間関係や健康面など、日常生活を送る上で様々なストレスが生じてきます。過度なストレスはうつ病など精神疾患発症の誘因となることがあります。また、抱えている悩みや課題を抱え込み、孤立していくことは自殺に関しては危険要因の一つともなります。メンタルヘルスに関する意識調査等（抜粋）からの状況は以下のとおりです。

#### ①市民健康意識調査（20歳以上）2017（平成29）年6月実施

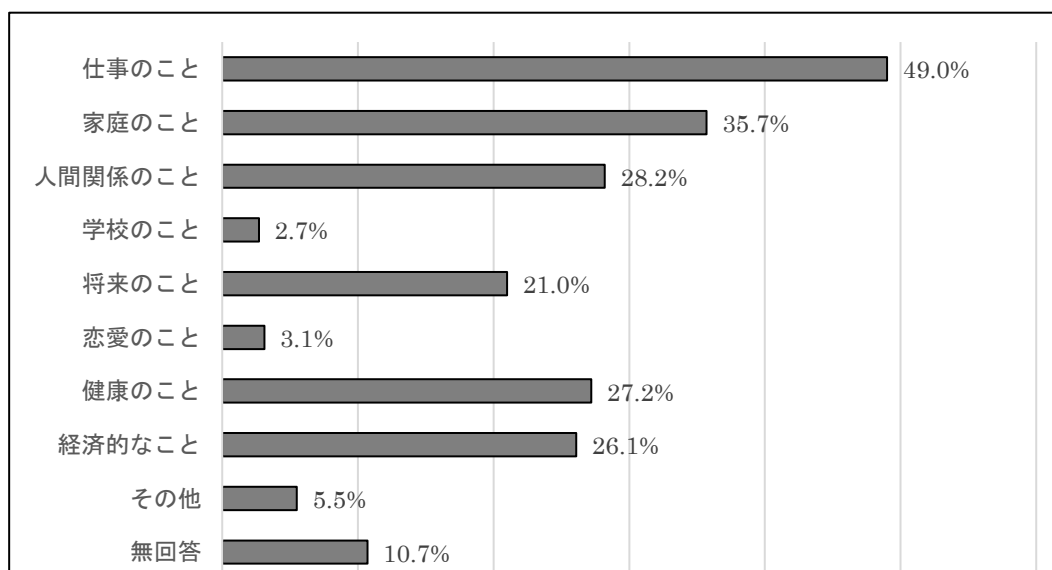
##### ●ストレスの有無

この1か月間に不満・悩み・ストレスなどが「ある」と「大いにある」と回答した方を合わせると57.7%となっています。「あまりない」と「全くない」を合わせた回答は41.5%となっています。



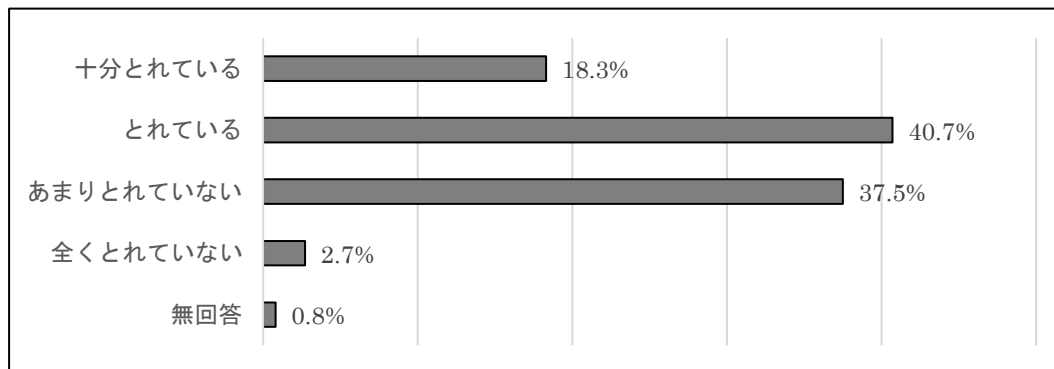
##### ●ストレスの要因（複数回答）

ストレスの要因については、「仕事のこと」が49.0%と最も高く、次いで「家庭のこと」が35.7%、「人間関係のこと」が28.2%などとなっています。



**●睡眠の状況**

普段の睡眠で休養が十分とれていると思うかについては、「とれている」と「十分とれている」と回答した方を合わせると 59.0%となっています。「あまりとれていない」と「全くとれていない」を合わせた回答は 40.2%となっています。

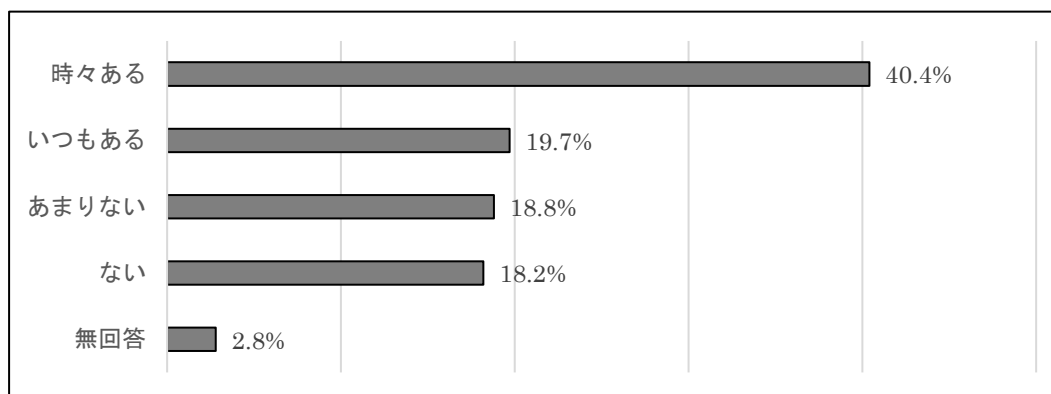




## ②中学3年生の生活調査 2017（平成29）年7月実施

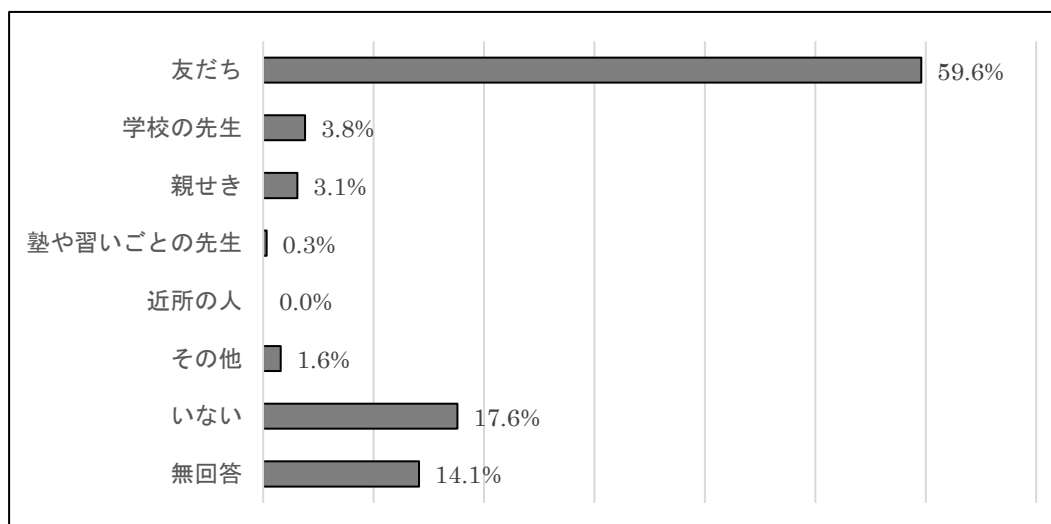
## ●悩みや心配ごとの有無

悩みや心配ごとについては、「時々ある」が40.4%と最も高く、次いで「いつもある」が19.7%、「あまりない」が18.8%となっています。



## ●家の人以外に相談できる人の有無（複数回答）

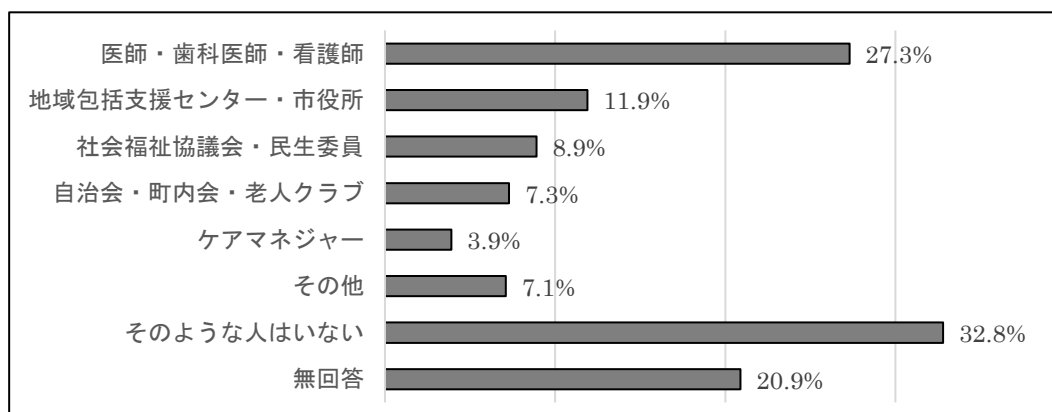
家の人以外に相談できる人については、「友だち」が59.6%と最も高く、次いで「学校の先生」が3.8%、「親せき」が3.1%となっています。また「いない」との回答は17.6%となっています。



## ③高齢者生活状況調査 2017（平成29）年1月実施

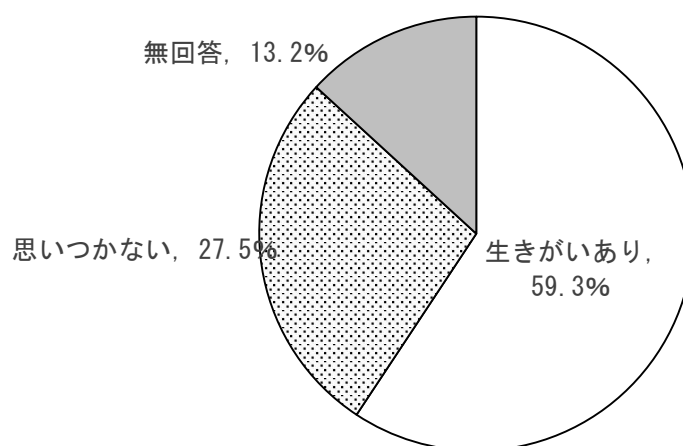
## ●家族や友人以外で、何かあったときに相談する相手（複数回答）

相談する相手は、「医師・歯科医師・看護師」が27.3%と最も高く、次いで「地域包括支援センター・市役所」が11.9%、「社会福祉協議会・民生委員」が8.9%などとなっています。「そのような人はいない」が32.8%ありました。



## ●生きがいについて

「生きがいあり」が59.3%、「思いつかない」が27.5%となっています。



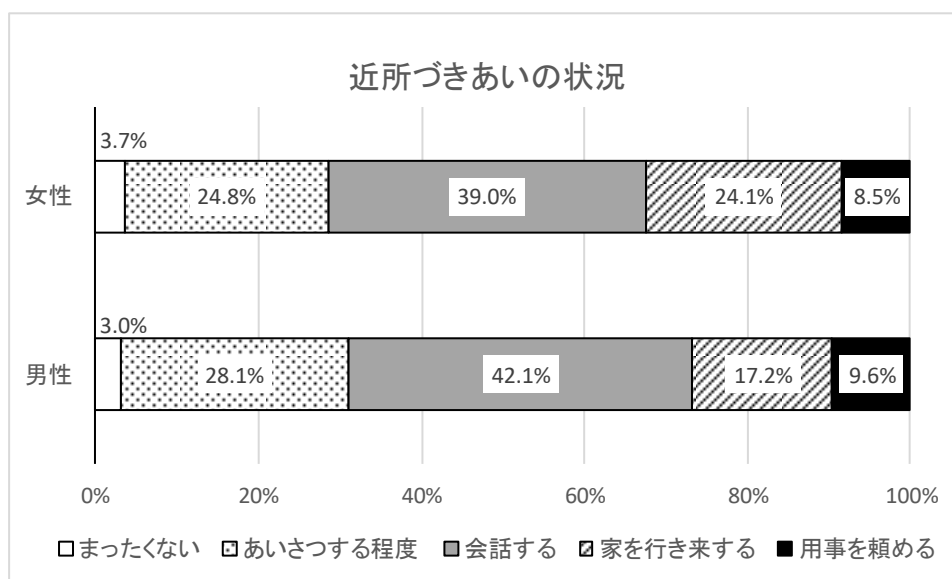
## ④平成27年9月関東・東北豪雨災害「こころの健康」アンケート調査

2018（平成30）年11月実施

平成27年9月の水害から3年を経て、被災地域市民に対して実態調査を行いました。

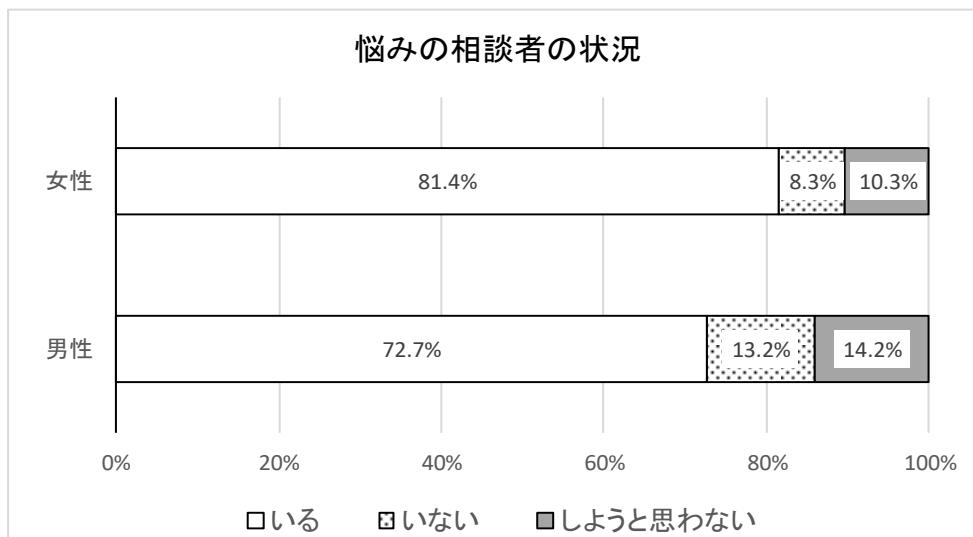
## ●近所づきあいについて

近所づきあいが「まったくない」が男女とも3%台、「会話する程度」では、女性が39.0%、男性が42.1%などとなっています。



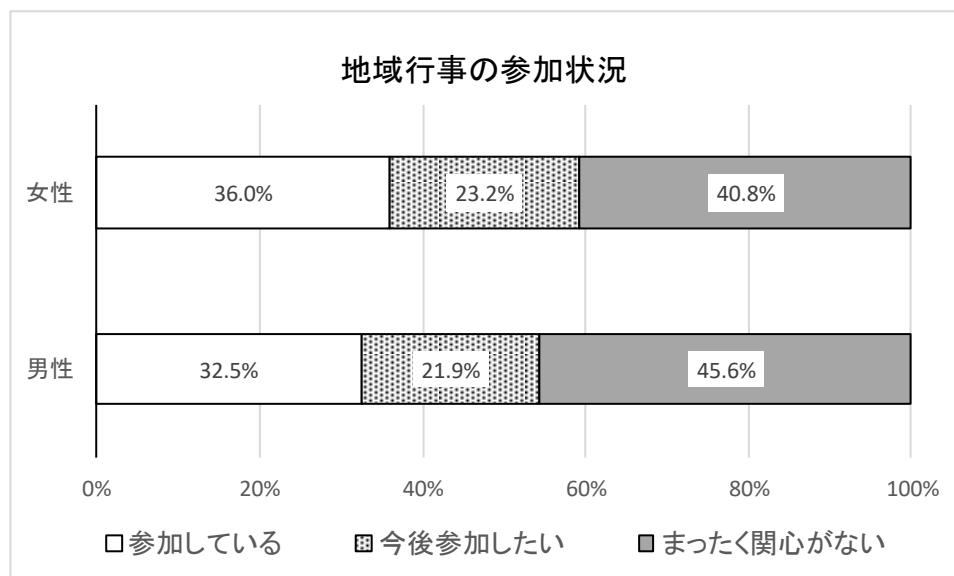
## ●悩みを相談できる人がいるかについて

相談できる人が「いる」と回答した方は、女性が81.4%、男性が72.7%となっています。



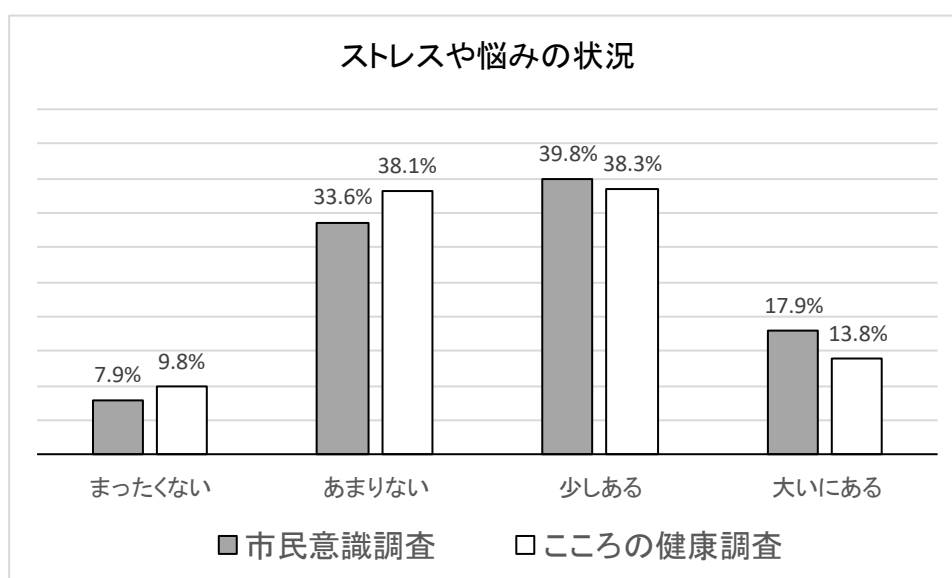
### ●地域行事（サロンなど）やサークル（趣味活動）等の参加状況について

地域の行事に「参加している」が男女とも30%台、「まったく関心がない」が男女とも40%台となっています。



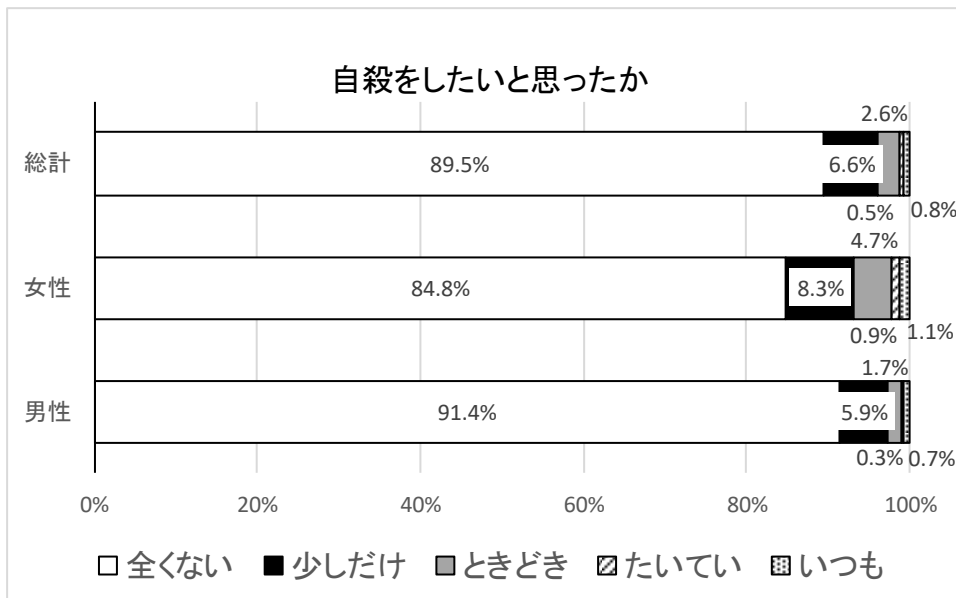
### ●最近1か月の間にストレスや悩みがあったかについて

ストレスや悩みが「大いにある」と回答した方は、市民健康意識調査結果（13p参照）では17.9%、こころの健康調査では13.8%となっています。反面、「まったくない」では市民健康意識調査結果が7.9%、こころの健康調査が9.8%などとなっています。



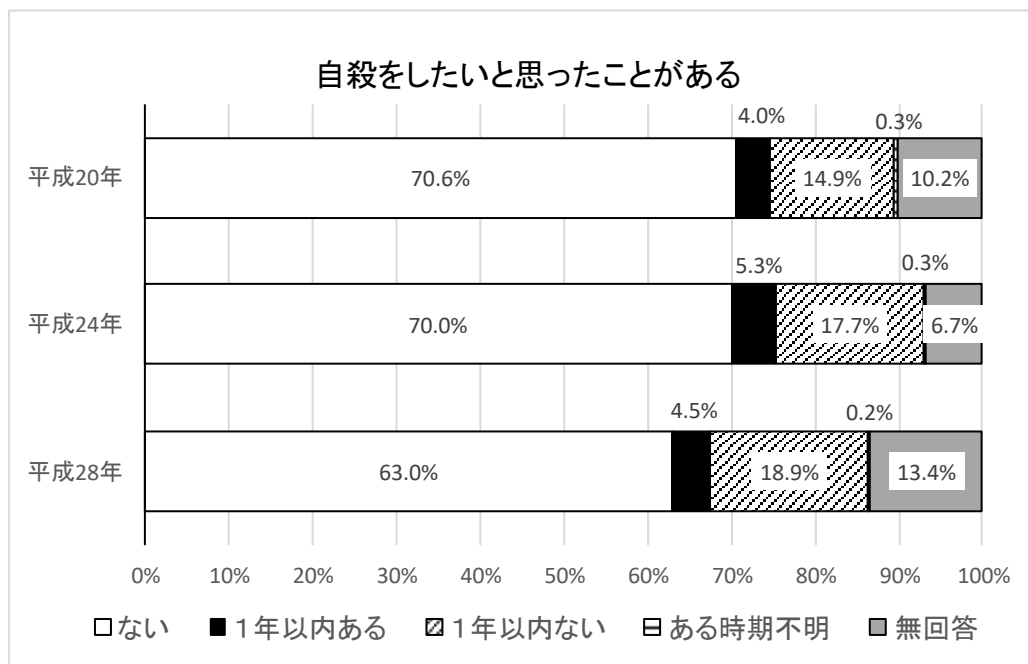
●過去 30 日間の間に自殺を考えたことはあるか

自殺をしたいと考えたことが「まったくない」と回答した方は 89.5%で、下図の参考資料より高くなっています。



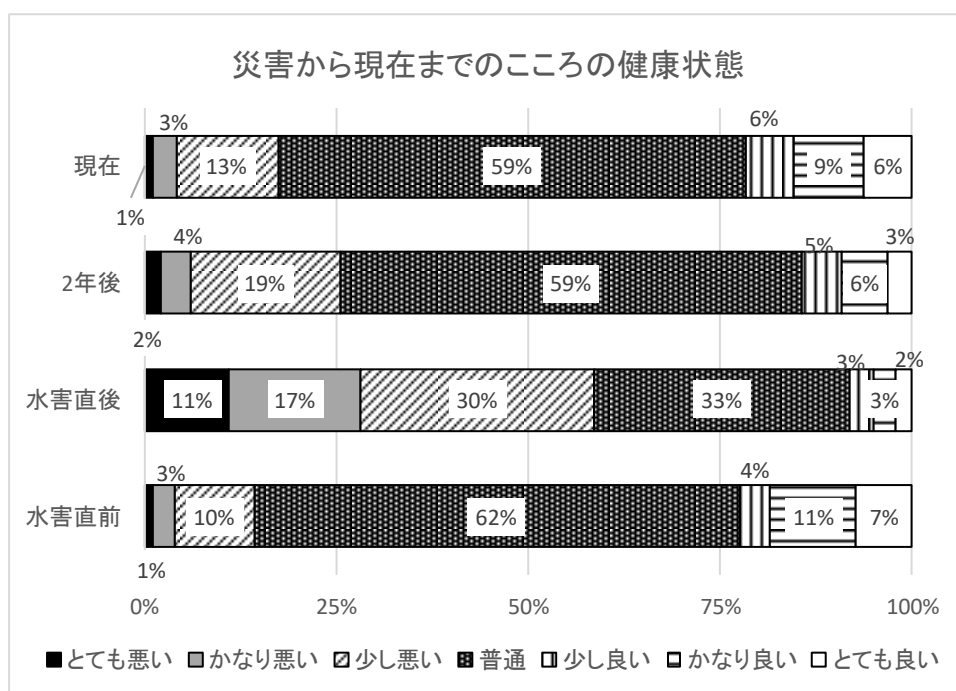
参考 厚生労働省調査の自殺対策意識調査（平成 28 年 10 月調査）

これまでの人生の中で、本気で自殺をしたいと考えたことが「ない」と回答した方が平成 28 年は 63.0%で、平成 20 年の 70.6%より 7.6 ポイント減少しています。



## ●災害から現在までのこころの健康状態について

水害直前では、「普通」と回答した方が62%と半数以上でしたが、直後には「とても悪い」「かなり悪い」「少し悪い」と回答した方が58%と半数以上に及びました。その後、徐々に回復傾向が見られ、現在は、普通と回答した方が59%と、ほぼ水害前のこころの健康状態に戻っています。



資料：平成30年度常総市中心の健康アンケート調査報告（東洋学園大学 相羽美幸、筑波大学 太刀川弘和）による

# 第 3 章

いのちを支える取り組み





## 第3章 いのちを支える取り組み

じょうそう未来創生プランの将来都市像・基本理念を基本として、いのちを支える取り組みを促進していきます。

### 1 基本理念

自殺の背景には、精神保健上の問題、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。このため、自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことが必要です。

「生きることの促進要因」より「生きることの阻害要因」が上回ったとき自殺のリスクが高まります。

～ 自殺のリスクが高まる時 ～

生きることの促進要因		生きることの阻害要因
△将来の夢 健康 △家族や友人との信頼関係 △やりがいのある仕事や趣味 △経済的な安定 △ライフスキル（問題対応能力） △信仰 △社会や地域に対する信頼感 △楽しかった過去の思い出 △自己肯定感 など		▼将来の不安や絶望 精神疾患 ▼失業や不安定雇用 ▼過重労働 ▼借金や貧困 ▼家族や周囲からの虐待、いじめ ▼病気、介護疲れ ▼社会や地域に対する不信感 ▼孤独 ▼役割喪失感 など

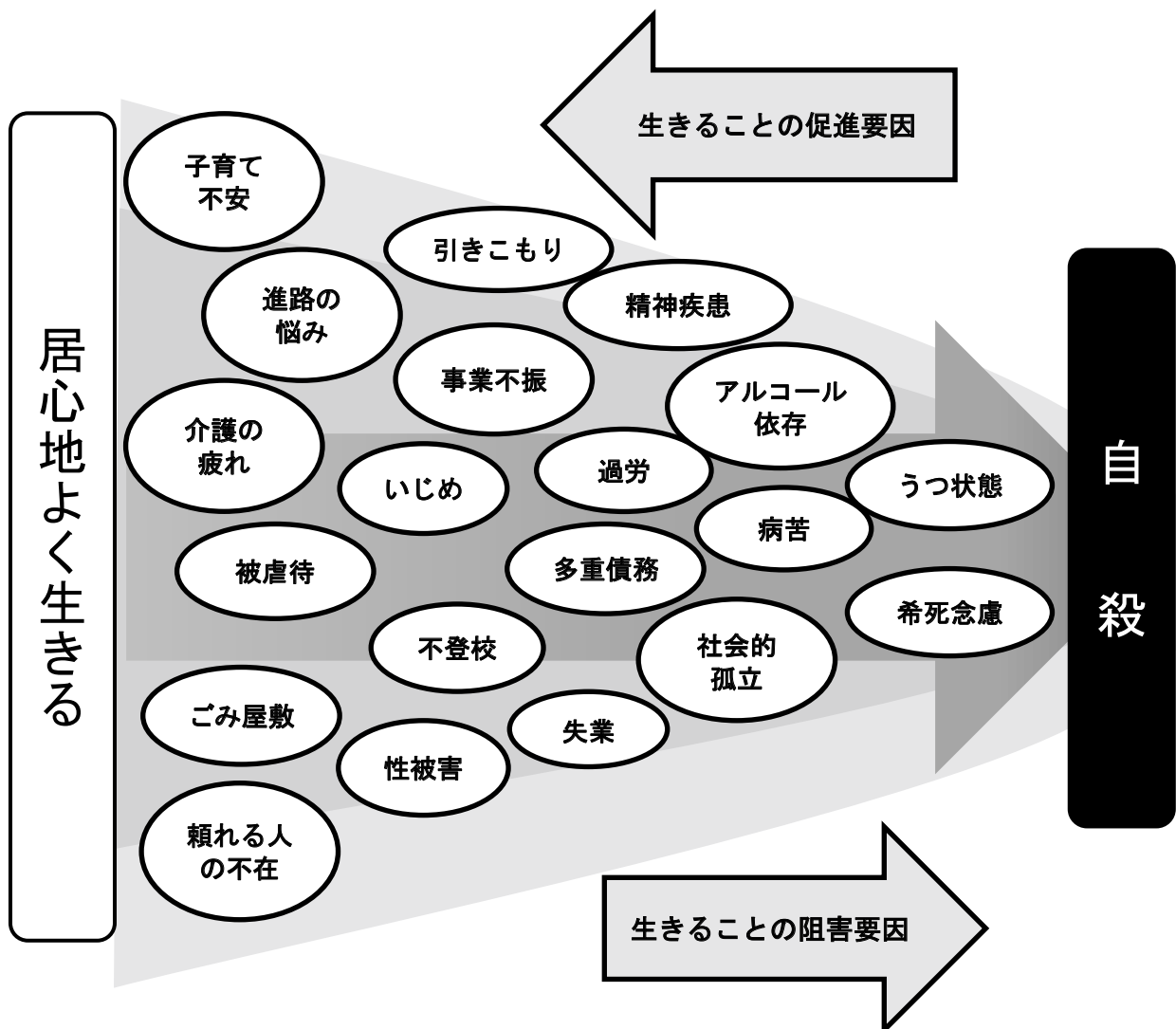
●本計画の基本理念は、「居心地よく生きることができる社会の実現」とします。

居心地よく  
 生きることができる  
 社会の実現

自殺者の多くは、様々な悩みが原因で、心理的に追い詰められた結果、うつ病やアルコール依存症など何らかの精神疾患と診断される状態になっています。精神的疾患の症状として正常な判断が困難になり、自殺以外の選択肢が考えられなくなるという視野狭窄の状態のもとで自殺に至っている場合が多いと言われています。

自殺を考えている人は、相談することへの抵抗感から問題を深刻化しがちと言われています。しかしながら、何らかのサインを発していることが多いともいわれ、死にたいと考えている人でも、実際には心の中では「生きたい」という気持ちの間で揺れ動いており、そのサインに周囲が気づき、「居心地よく生きる」ための支援につなげていくことが重要です。

～ 自殺の危機要因イメージ図 ～



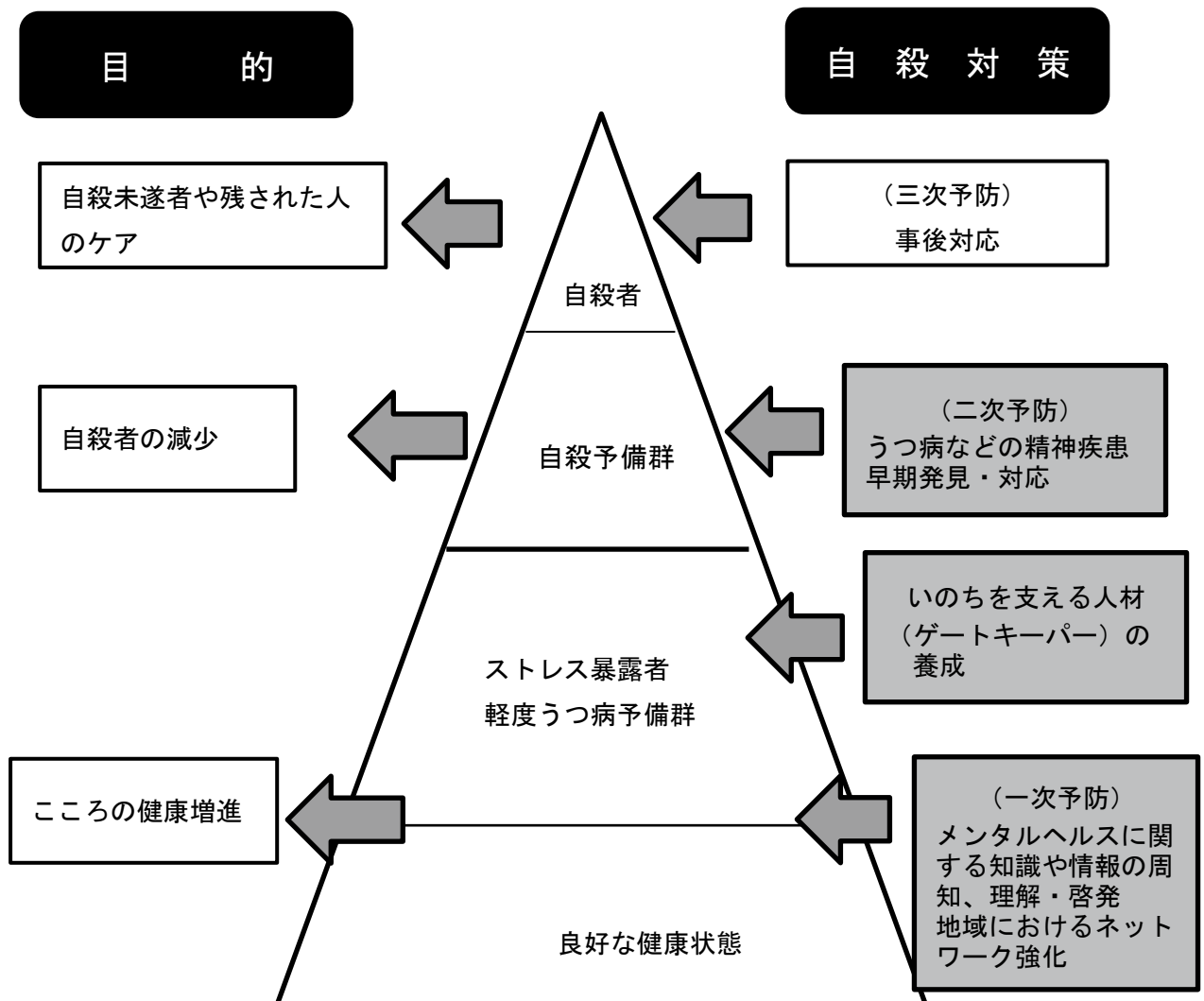
出典：厚生労働省

## 2 基本方針

時系列的な対応としては、自殺の危険性が低い段階における啓発等の「事前対応」と、現に起こりつつある自殺発生の危険に介入する「危機対応」、それに自殺や自殺未遂が生じてしまった場合等における「事後対応」のそれぞれの段階において施策を講じる必要があるとされています。

常総市では、こころの健康づくり（一次予防）及び精神保健上の危機状態への早期介入（二次予防）を重視した事業展開を進め、自殺へと向かう流れを食い止める施策を展開します。また、自殺を考えてしまいそうな人を早期に発見し、寄り添い、必要な関係機関につなぎ、見守ることができる「ゲートキーパー」の養成を促進します。また、自殺の背景となる様々な社会的要因にも着目し、対策を講じていきます。

### ～ 自殺対策の考え方 ～



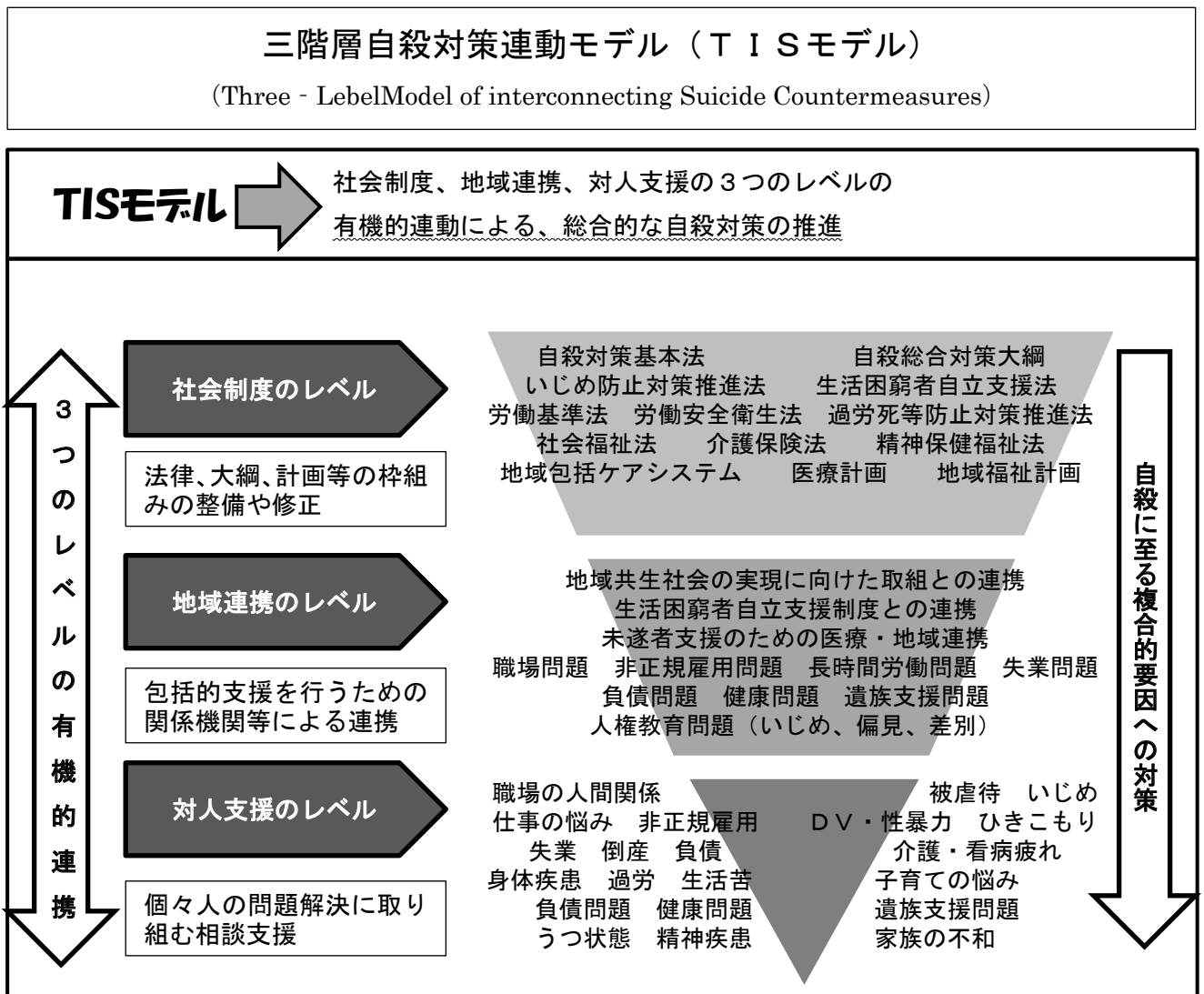
出典：鹿児島県伊集院保健所作成冊子引用、加筆

～ 三階層自殺対策連動（T I S）モデル ～

社会制度のレベル、地域連携のレベル、対人支援のレベル、それぞれにおいて強力に、かつそれらを総合的に推進することが重要となります。

地域住民の暮らしの場を原点としつつ、「様々な分野の対人支援を強化すること」、「対人支援の強化等に必要な地域連携を促進すること」、更に「地域連携の促進等に必要な社会制度を整備すること」を一体的なものとして連動して行っていくという考え方が三階層自殺対策連動モデルです。

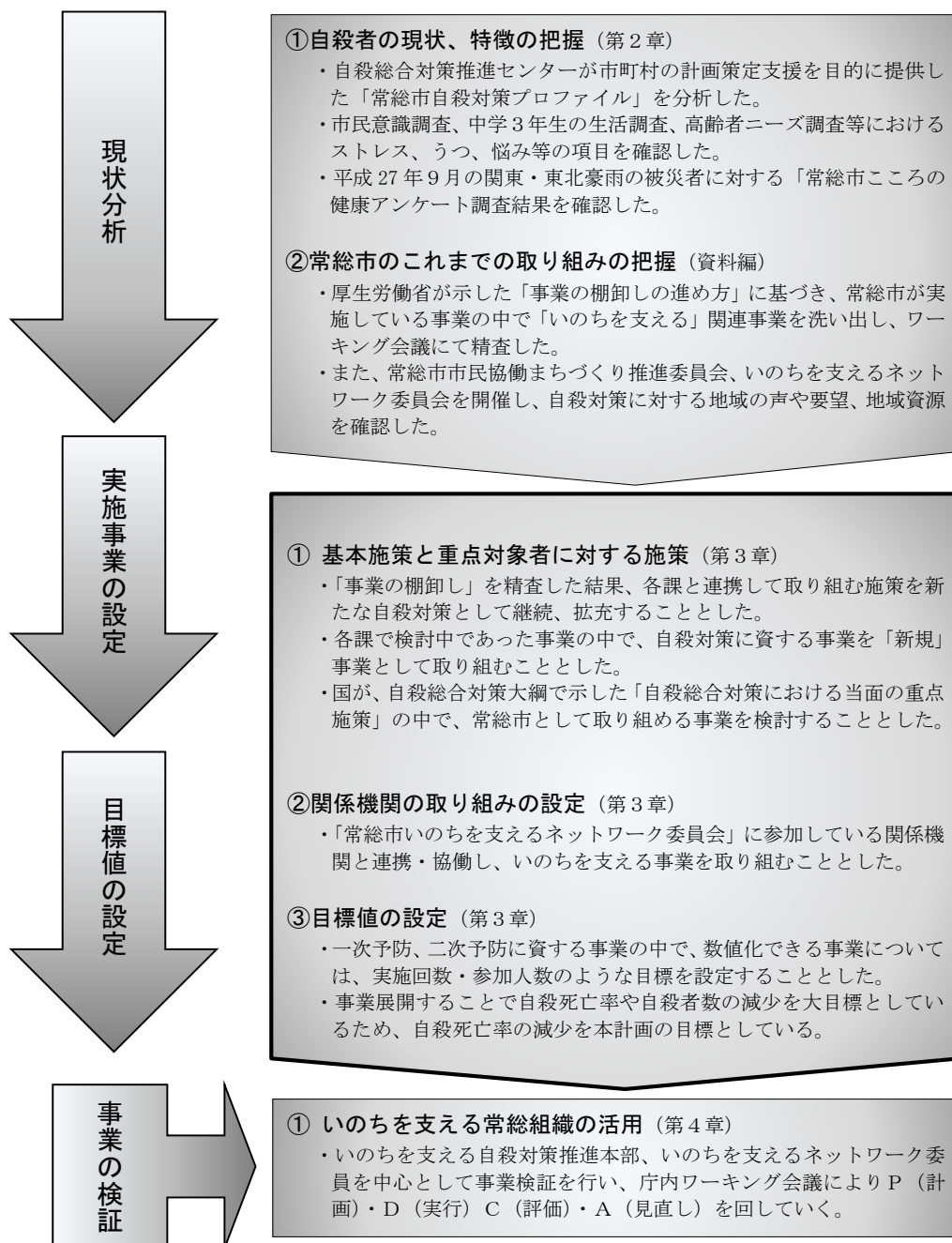
時系列的な対応としては、自殺の危険性が低い段階における啓発等の「事前対応」と、現に起こりつつある自殺発生の危険に介入する「危機対応」、それに自殺や自殺未遂が生じてしまった場合等における「事後対応」のそれぞれの段階において施策を講じる必要があるとされています。



### 3 施策設定の流れ

常総市における自殺対策の取り組みについては、自殺総合対策推進センターが示した「常総市自殺対策プロファイル」と厚生労働省が示した「自殺対策の手引き」に記載されている「事業の棚卸し」にて事業精査した結果を分析し、以下のフローで計画を推進していきます。

## 常総市自殺対策のフロー



## 4 基本施策

### (1) 市民への周知と理解・啓発（一次予防対策）

ストレスの多い状況では、心身の健康を増進することが容易ではないといわれています。ストレスへの対処法など、メンタルヘルスに対する正しい情報の周知のため、様々な方向からの対策を行うことが必要です。

また、自殺に追い込まれるという危機に陥った人の心情や背景が理解されにくいという現実があります。自殺に対する誤った認識や偏見を払拭し、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに相談することや援助を求めることが適切であるということを市民一人ひとりの共通認識となるよう、積極的に理解・啓発を行っていきます。

	施策・事業名等	事業概要	方向性	関連部署等
1	自殺予防週間・自殺対策強化月間の取り組み	自殺予防週間(9月10日から16日) 自殺対策強化月間(3月)に、啓発等の取り組みを強化します。 ・広報を利用した啓発を行います。 ・特集コーナーを設置します。	拡充	秘書課 図書館
2	メンタルヘルス出前講座	・うつ病や精神疾患の症状を分かりやすく説明し、対応策等の普及活動に努めます。	継続	社会福祉課
3	メンタルヘルス出前講座(SOSの出し方教室)	・教育委員会及び学校との連携を強化し、子どもたちのこころの健康づくりのために必要な啓発活動の実施を試みます。	新規	社会福祉課 指導課
4	DV防止啓発事業	・高校生や市民、教職員向けのDV防止啓発と講座の開催、パープルリボン運動やDV防止庁内連絡会議を実施し、啓発や支援体制の連携強化を行います。	継続	人権推進課

## (2) いのちを支える人材の育成

様々な悩みや生活上の困難を抱える人に対しての早期の「気づき」が問題の複雑化・重症化を防ぎます。抱えている悩みに耳を傾け、必要な機関につなぎ、見守ることができる「ゲートキーパー」の養成をはじめとした人材育成に力を入れていきます。

	施策・事業名等	事業概要	方向性	関連部署等
1	いのちを支えるネットワーク委員会の開催	・委員会にて自殺対策に関する知識・情報を共有し、地域での支えてとしてのスキルアップを行います。	新規	社会福祉課
2	メンタルヘルス研修	・市職員に対してメンタルヘルスに関する研修を行います。	継続	総務課
3	ゲートキーパー養成研修	・市職員に対する研修を行います。	拡充	総務課 社会福祉課
		・民生委員・児童委員、民間支援団体、一般市民への研修会を実施します。	拡充	社会福祉課 各団体所轄課

## (3) 精神保健上のハイリスク者への早期対策（二次予防対策）

眠れない、食欲がない、一日中気分が落ち込んでいる、何をしても楽しめないといったことが続いている場合、うつ病をはじめとした精神疾患が考えられます。重症化を防ぐため、精神疾患の疑いが生じた際に早期対応できるよう、医療機関をはじめとした各関係機関との連携を強化します。

	施策・事業名等	事業概要	方向性	関連部署等
1	精神保健福祉相談	・精神保健福祉士や保健師等の専門職が随時相談に応じ、適切な支援策を講じます。	継続	社会福祉課 常総保健所
2	こころの健康相談	・精神科医による個別相談を無料で実施し、専門的な治療が必要かどうかを判断し、健康への助言を行います。また、精神保健福祉士らも同席し周辺情報の提供を行っています。	継続	社会福祉課
3	精神保健相談 (精神クリニック)	・毎月1回精神科医による相談を行い、必要により適切な関係機関につないでいます。	継続	常総保健所
4	被災者への支援	・自然災害の被災者に対し、アンケート調査等で継続的に状況を把握し、必要な支援策やメンタルヘルス上の支援を図ります。	継続	社会福祉課
5	庁内担当者会議の開催	・市職員の関係課が連携し、いのちを支える相談事業を共有し、早期対策を図ります。	新規	社会福祉課 関係各課
6	医療福祉相談室 (精神科病院)	・精神科の通院・入院治療などに関して、ご本人やご家族、関係機関などからの相談に応じ、必要に応じた受診調整や情報提供などを行います。 ・治療中の方や未受診の方に、日常生活の中で生じる様々な心配ごとの相談にも応じています。	継続	水海道厚生病院 ホスピタル坂東 とよさと病院 ほか 精神科医療機関



## (4) 未遂者や自死遺族への支援（三次予防対策）

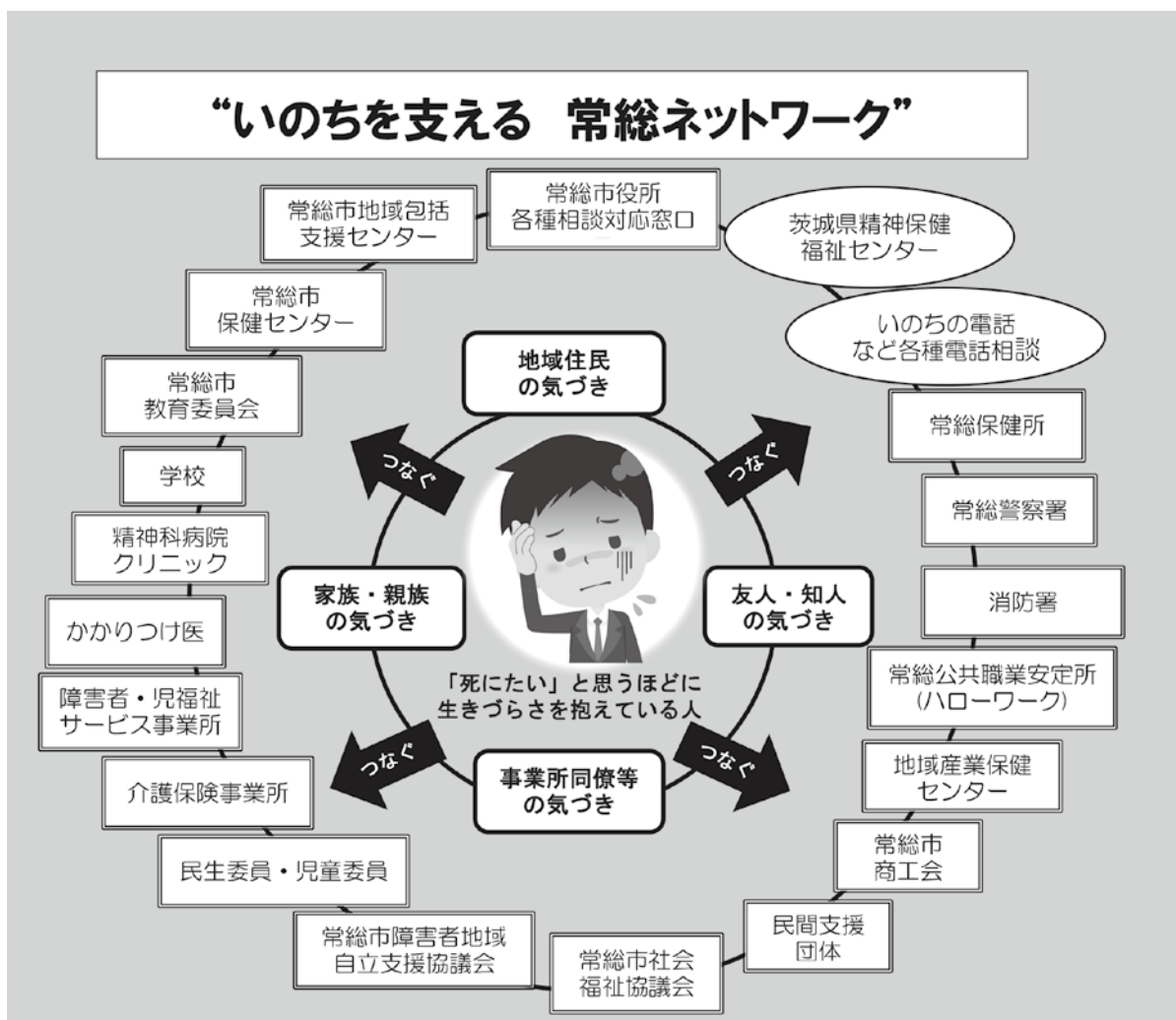
自殺を図った人（自殺未遂者）は自殺既遂者の数倍に上ります。自殺未遂者の再企図防止には、支援策を提示しつつ、継続して寄り添っていくことが必要です。また、自死遺族一人ひとりには、周囲からの適切な支援が必要であり、その遺族の意思を尊重しながら支援していく必要があります。

	施策・事業名等	事業概要	方向性	関連部署等
1	未遂者への支援	・地域の精神科医療など専門機関との連携を行いつつ、メンタルヘルスや支援策に関する情報を提供しつつ、必要な支援を行います。	拡充	社会福祉課 精神医療機関 関係機関
2	自死遺族への支援	・地域の精神科医療など専門機関との連携を行いつつ、遺族が行うこととなる諸手続きに関することやメンタルヘルスに関する情報等を提供しつつ、必要な支援を行います。	拡充	社会福祉課 精神医療機関 関係機関
3	未遂者・自死遺族支援ためのネットワークの強化	・未遂者、自死遺族らが利用できる資源を検討していくために、関係機関との連携を行います。	新規	社会福祉課 精神科医療機関 関係機関

## (5) 地域におけるネットワークの強化

自殺には、健康問題、経済・生活問題、人間関係の問題のほか、地域・職場のあり方の変化など、様々な要因とその人の性格傾向、家族の状況、死生観などが複雑に関係しています。自殺に追い込まれようとしている人が安心して生きられるよう、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取り組みが重要です。また、このような包括的な取り組みを実施するために、自殺予防に関係する多様な分野との連携を推進していきます。

市民と行政、関係各機関が「我が事・丸ごと」を促進できるようなコミュニケーションを築きながら協働し、地域で支え合えるまちづくりを促進します。



	施策・事業名等	事業概要	方向性	関連部署等
1	いのちを支えるネットワーク委員会の開催	・いのちを支えることを目的として掲げた、各分野における官民の関係者によるネットワークの強化を図ります。	新規	社会福祉課
2	精神保健福祉相談（再掲）	・精神保健上のハイリスク者への対応に際し、必要な関係機関と連携をとりながら地域での暮らしを支援します。	継続	社会福祉課 常総保健所 各関係機関
3	民生委員・児童委員	・定期的に要配慮者世帯への訪問・見守りを実施しています。訪問の中で相談者の近況を聞き取り、必要により、公的機関への取り次ぎを行います。	継続	社会福祉課
4	事業所、職場等への支援	・商工会や地域産業保健センターなど関係機関との連携を図ります。	新規	社会福祉課 関係機関
5	就労支援	・仕事を探している困窮した方に対して、ハローワークと連携し、求人情報の提供等を行っています。	継続	社会福祉課 常総公共職業安定所（ハローワーク）
6	ほほえみネットワーク事業	・要援護者の安否確認や福祉ニーズの早期発見、また災害時配慮者の見守り体制づくりのため、ほほえみネットワーク表の作成、管理を行っています。	継続	社会福祉協議会
7	ふれあい・いきいきサロン活動支援事業	・地域の中の生きがいがづくり、仲間づくり、健康づくり、元気づくり活動を推進するため、立ち上げや運営に必要な資金の一部を助成し支援します。	継続	社会福祉協議会
8	子どもの虐待やいじめに対する支援	・学校や地域と連携し、いじめや虐待にあった子どもへの支援を図ります。	継続	社会福祉課 指導課
9	青少年相談員事業	・青少年の非行防止、健全育成を図るため、街頭指導・相談員研修・関係機関及び関係団体との連携を図っています。	継続	生涯学習課

## (6) 各種相談事業の推進

自殺対策は個人においても社会においても、「生きることの阻害要因」を減らす取り組みに加えて「生きることへの促進要因」を増やす取り組みを行うことが必要とされています。「生きることへの促進要因」への支援という観点から、各種相談事業を推進していきます。

## 各種相談事業

	施策・事業名等	事業概要	方向性	関連部署等
1	市民相談	・市民生活における住民への相談事業(来庁・電話)を行います。	継続	市民課
2	法律相談(市役所)	・相続、離婚、金銭貸借等、民事上のトラブルを抱えた住民に対し、専門家への相談機会を提供するため、弁護士による無料法律相談の案内を行い、必要に応じ予約を受け付けています。 (本庁舎：毎月第2火曜日 石下庁舎：奇数月第3火曜日)	継続	市民課
3	法律相談(社会福祉協議会)	・日常生活の中で起こる法律に係る事項等を弁護士が無料で相談に応じます。(毎月第4火曜日：社協水海道事務所)	継続	社会福祉協議会
4	女性相談	・女性が抱える様々な悩みの相談に応じ、適切な助言及び援助を行います。女性の臨床心理カウンセラーに委託し、毎月1回/第3火曜日に面談及び電話相談で対応しています。	継続	人権推進課
5	生活相談の実施	・水海道地区と石下地区に1人ずつ生活相談員を任命し、市民の生活上の相談に対応します。	継続	人権推進課
6	こころの健康相談(再掲)	・精神科医師が個別に対応し、市民を対象とした個別相談会を実施します。また、精神保健福祉士らも同席し、周辺情報の提供を行います。(毎月第2水曜日)	継続	社会福祉課
7	精神保健相談(再掲) (精神クリニック)	・毎月1回精神科医による相談を行い、必要により適切な関係機関につないでいます。(毎月第3金曜日)	継続	常総保健所

	施策・事業名等	事業概要	方向性	関連部署等
8	精神保健福祉相談(再掲)	・精神保健上のハイリスク者への対応に際し、必要な関係機関と連携をとりながら地域での暮らしを支援します。	継続	社会福祉課 常総保健所 関係機関
9	障がい者・児に関する相談支援	・障がい者・児、難病患者らの相談に応じ、本人及びその家族への個別支援(訪問・電話対応・同行・個別支援会議等)を実施します。	継続	社会福祉課
10	地域包括支援センターにおける相談	・高齢者とその家族の悩みごとや介護保険等に関する総合相談業務を行います。電話・来庁・訪問・個別支援会議等にて対応するほか、介護支援専門員への支援、地域包括ケアシステム推進会議の開催の実施、24時間電話相談体制を確保しています。	継続	幸せ長寿課
11	健康相談	・健康に関する相談を月1回実施しています。 ・随時電話相談・面接による相談を実施しています。 ・ステージごとの、健康や育児などの不安の緩和や健康増進・維持に努めています。 ・電話にて健康・育児・栄養に関すること等の相談を随時実施しています。 ・相談内容により、関係機関への紹介及び連携を図っています。	継続	保健推進課
12	家庭児童相談員	・家庭における適正な児童養育、そのほか家庭児童の福祉の向上を図るための相談、指導を行う家庭児童相談員を配置します。	継続	こども課
13	消費生活相談センター	・消費者相談・情報提供を行います。 ・消費者教育・啓発を行います。 ・消費者団体活動支援等を行います。	継続	商工観光課
14	経営に関する各種セミナー、研修会、金融指導等	・必要な知識や技術などの情報提供や会員が利用できる低利な融資制度を行っています。	継続	常総市商工会
15	メンタルヘルス相談	・労働者規模が50人未満の事業所に対し、メンタルヘルスに関する相談を行います。	新規	地域産業保健センター
16	警察相談	・犯罪被害や様々なトラブルに関する相談を行います。	継続	常総警察署

## 5 常総市の重点対策対象者に対する施策

常総市の自殺の現状を踏まえると、重点対象者として「勤務・経営者」、「高齢者」、「生活困窮者」を挙げることができます。加えて、自殺率の改善が見えない若年者層「子ども・若者」と平成27年9月関東・東北豪雨災害の経験を踏まえた「被災者」の2分野を加え、5つの分野にわたる対象者に対する施策を推進していきます。

### (1) 勤務・経営者への支援

市では働き盛りの男性における自殺が大きな課題となっています。特に働き盛りの男性は、心理的、社会的にも負担を抱えることが多く、また過労、失業、病気、親の介護等により、こころの健康を損ないやすいとされています。こうした人々が安心して生きられるようにするためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取り組みが重要です。

このことから、自殺対策を「生きる支援」と捉え、効果的な対策を実施するため、様々な分野の人々や組織が連携し、問題を抱える人や自殺を考えている人に包括的な支援が届く体制づくりに取り組めます。

	施策・事業名等	事業概要	方向性	関連部署等
1	メンタルヘルスに関する出前講座の実施	・こころの健康について、依頼のあった団体へ集団指導を行い、うつ病や心の健康についての普及啓発を図ります。	拡充	社会福祉課
2	事業所、職場等への支援(再掲)	・商工会や地域産業保健センターなど関係機関との連携を図ります。	新規	社会福祉課 関係機関
3	中小企業事業資金融資制度	・市内に住居、または事業所を有する中小企業者に対し、事業資金の融資と保証をあっせんし、経営の安定を図ります。債務担保軽減のため、信用保証料のうち、年0.82%を限度として補助を行います。	継続	商工観光課

## (2) 高齢者への支援

高齢者の自殺については、閉じこもりや抑うつ状態から孤立・孤独に陥りやすいといった高齢者特有の課題を踏まえつつ、様々な背景や価値観に対応した支援、働きかけが必要です。

市では、地域包括支援センターが中心となり、行政サービス、民間事業所サービス、民間団体の支援等を適切に活用し、高齢者の孤立・孤独を防ぐための居場所づくり、社会参加の強化といった生きることの包括的支援としての施策の推進を図ります。

	施策・事業名等	事業概要	方向性	関連部署等
1	地域包括支援センターにおける相談等の事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者とその家族の悩みごとや介護保険等に関する総合相談業務を行います。</li> <li>・介護支援専門員への支援、地域包括ケアシステム推進会議の開催、24時間電話相談体制を確保します。</li> </ul>	継続	幸せ長寿課
2	老人日常生活用具給付等事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひとり暮らし高齢者等を対象に緊急通報システムなどを設置し、高齢者の福祉の増進を図ります。</li> </ul>	継続	幸せ長寿課
3	家族介護教室事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族介護講習会を開催し、介護技術の習得による家族の介護負担の軽減を図るとともに、交流会を開催し、介護者の心身のリフレッシュを図り、在宅介護を支援します。</li> </ul>	継続	幸せ長寿課
4	認知症サポーター養成講座	<ul style="list-style-type: none"> <li>・誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指して、認知症についての正しい知識を持ち、認知症の人や家族を応援する認知症サポーターを養成します。</li> </ul>	継続	幸せ長寿課
5	愛の定期便事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅の一人暮らし高齢者に定期的に乳製品を配達し、安否確認、健康の保持、孤独感の解消を図ります。</li> </ul>	継続	幸せ長寿課
6	介護予防推進員の養成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者を地域で支えるボランティアとして推進員を養成しています。推進員は市内各所で高齢者への声かけや介護予防教室をはじめとした活動を活発に行っています。</li> </ul>	継続	幸せ長寿課

	施策・事業名等	事業概要	方向性	関連部署等
7	行方不明高齢者等SOSボランティアの養成	・行方不明高齢者に対する捜索、見守りのボランティアの養成を行います。	継続	幸せ長寿課
8	認知症対策	・認知症への理解の推進、認知症相談事業や認知症初期集中支援チーム活動を推進し、認知症介護者への支援や予防のための啓発を行います。	継続	幸せ長寿課
9	生活支援コーディネーター活動	・高齢者の生活支援、介護予防サービスの体制整備を推進していくための生活支援コーディネーター業務を民間へ委託し実施します。	継続	幸せ長寿課
10	食の自立支援事業	・高齢者単身世帯など調理が困難な方に定期的に居宅訪問し、食事を提供するとともに利用者の安否と健康状態を確認します。	継続	幸せ長寿課
11	介護予防教室	・いつまでも元気で、いきいきと暮らしていくため、高齢者の元気な暮らしのお手伝いをします。	継続	幸せ長寿課
12	まずは話そうの会	・認知症本人と家族の集いの場を開き、交流を図ります。	継続	幸せ長寿課
13	シルバークラブ活動等社会活動促進事業	・高齢者向けクラブ(地域在住の60歳以上の住民が健康づくりや仲間づくりを目的に集まった団体)への活動を支援します。	継続	社会福祉協議会 幸せ長寿課
14	お食事会	・70歳以上の一人暮らし高齢者等を対象とした会食型お食事会を開催します。(市内11地区12会場)	継続	社会福祉協議会



## (3) 生活困窮者への支援

生活困窮者はその背景として、失業、多重債務、障がい、精神疾患、介護などの多様かつ広範な問題を、複合的に抱えていることが多く、経済的困窮に加えて社会から孤立しやすいという傾向があります。

生活困窮の状態にある人や生活困窮に至る可能性のある方が自殺に追い詰められることがないように、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援等と連動させて効果的な対策を進めていきます。

	施策・事業名等	事業概要	方向性	関連部署等
1	課税・公金収納対応	・納税や公共料金の支払いに際しし、納付勧奨・減免状況の把握を行います。生活困窮が疑われる納付困難者に対しては、保健福祉部局と連携を行いながら対応していきます。	継続	税務課 水道課 都市計画課 健康保険課 社会福祉課 関係各課
2	徴収の緩和制度としての納税相談	・住民の方々からの納税に関する相談を開庁時の他、基本的に毎月第1日曜日午前中と木曜日の夜間19時までを行います。	継続	税務課
3	公営住宅業務	・入居希望者はそれぞれ社会的な課題もあり、入居判定に際しては福祉的要素が強く、関係部局との連携を密にしています。管理業務については、きめ細かな対応をするために、今後は指定管理の方向で検討します。	継続	都市計画課
4	生活困窮者自立支援事業	・自立相談支援事業 生活困窮者の相談を受けて自立に向けた支援を行います。	継続	社会福祉課
		・住居確保給付金事業 離職をし住居を失うおそれのある方に家賃の補助をし、就職の支援を行います。	継続	社会福祉課
		・家計改善支援事業 家計の立て直しをアドバイスし、生活再生の支援を行います。	継続	社会福祉協議会 社会福祉課
5	生活保護業務	・生活、住宅、教育、介護、医療、出産、生業、葬祭扶助を実施することで生活の支援を行います。	継続	社会福祉課

	施策・事業名等	事業概要	方向性	関連部署等
6	日常生活自立支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>判断能力が不十分で、かつ親族等の援助が得られない方に対し、福祉サービスの利用手続きの援助や金銭管理援助及び書類等の預かりサービスを行い、在宅での日常生活を支援しています。</li> </ul>	継続	社会福祉協議会
7	生活福祉資金貸付事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>低所得世帯、障がい者がいる世帯、介護を必要とする高齢者がいる世帯の生活向上を図るため、生活福祉資金の貸し付けを行っています。</li> </ul>	継続	社会福祉協議会
8	小口貸付事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>低所得者を対象とし、短期無利子の貸し付けを行っています。</li> </ul>	継続	社会福祉協議会
9	緊急食糧等提供事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急的かつ一時的に生計の維持が困難となった世帯へ食料等の生活に必要な現物を提供します。</li> </ul>	継続	社会福祉協議会

## (4) 子ども・若者への支援

15歳から39歳までの死因の第一位は自殺です。全国的に自殺者数が減少している中、若年者層の自殺率は改善が見受けられません。

子ども・若者対策は、そのライフスタイルや生活の場に応じた対応、対策が求められています。

	施策・事業名等	事業概要	方向性	関連部署等
1	就学援助と特別支援教育 就学奨励補助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経済的理由により、就学困難な児童・生徒に対し、給食費・学用品等を補助します。</li> <li>・特別支援学級等に在籍する児童・生徒に対し、給食費・学用品等を補助します。</li> </ul>	継続	学校教育課
2	奨学金に関する業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市の財源にて、高校・大学の学費を対象とした奨学金制度を行っています。</li> </ul>	継続	学校教育課
3	青少年育成事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各地区委員が主となって子どもまつり、指導者研修会の開催やリーダーズ高校生会活動の支援を行っています。</li> </ul>	継続	生涯学習課
4	就学に関する相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別に支援を要する児童・生徒に対し、関係機関と協力して一人ひとりの障がい及び発達の状態に応じたきめ細かな相談を行います。</li> </ul>	継続	指導課
5	心の教室相談員配置事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの教育上の悩みや心配事に関する相談を、教育相談員（心理）が対面で受け付けます。また、仕事の都合や家庭の事情等で来室できない場合には、電話相談も行います。</li> </ul>	継続	指導課
6	スクールカウンセラー活用事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様々な課題を抱えた児童・生徒に対し、スクールカウンセラーを派遣します。</li> </ul>	継続	指導課
7	適応指導教室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不登校児童生徒を対象として適応指導教室（かしの木スクール）にて学習・生活指導を実施します。</li> </ul>	継続	指導課
8	小学校土曜日補修教室 （常総ほっとサタデー教室）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・正規学習時間のほかに補習を行うことで、学力向上を図ります。</li> </ul>	継続	指導課
9	メンタルヘルス出前講座 （SOSの出し方教室） （再掲）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育委員会及び学校との連携を強化し、子どもたちのこころの健康づくりのために必要な啓発活動の実施を試みます。</li> </ul>	新規	社会福祉課 指導課

	施策・事業名等	事業概要	方向性	関連部署等
10	家庭児童相談員	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭における適正な児童養育、そのほか家庭児童の福祉の向上を図るための相談、指導を行う家庭児童相談員を配置します。</li> </ul>	継続	こども課
11	ひとり親家庭支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情にある女子と、その看護すべき児童の母子生活支援施設への入所を実施し、入所施設の実施運営費を扶助することで、自立の促進のためにその生活を支援します。</li> <li>就業等の自立を促進するために必要な事由や疾病などの事由により一時的に生活援助、保育サービスが必要な場合又は生活環境等の激変により、日常生活を営むのに支障が生じている場合に、家庭生活支援員を派遣します。</li> </ul>	継続	こども課
12	妊娠・出産期に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>母子手帳交付時のアンケートに不安や悩み事がある、家族の協力が得られない等の回答があった妊婦や若年妊婦に対し電話で状況確認します。必要なときは家庭訪問で対応します。</li> <li>支援が必要という産婦人科病院などからの情報提供があった妊婦に対しては保健師が対応します。</li> <li>産後2週間、1か月を目安にうつスクリーニングを産科病院にて実施しています。心配な結果が生じた際には情報が提供され、保健師が対応します。</li> </ul>	継続	保健推進課
13	プレパパママ教室	<ul style="list-style-type: none"> <li>教室内でグループワークを行い、仲間作りや妊婦同士の情報交換を行い、妊娠中の不安軽減に努めます。</li> <li>パートナーに妊娠シミュレーターを装着してもらい、妊婦の身体の変化を理解することにより、コミュニケーションや協力につなげます。</li> </ul>	継続	保健推進課
14	産後ケア事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>赤ちゃんと一緒に過ごし、助産師や看護師からの助言・支援を受けられます。産後うつ対策として、うつ指標チェックが必要であり、要支援者にはケアを行います。</li> </ul>	継続	保健推進課

	施策・事業名等	事業概要	方向性	関連部署等
15	新生児訪問 こんにちは赤ちゃん事業 乳児全戸訪問	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エジンバラ産後うつ病質問票（EPDS）を実施し、点数9点以上になる産婦に対し、訪問2週間後に電話や訪問による継続した支援を行います。</li> </ul>	継続	保健推進課
16	乳幼児健診・離乳食教室・ のびのび子育て教室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各健診・教室時、診察・身体計測・個人相談（育児・栄養）等を実施。</li> <li>・各健診及び教室・相談時に面談にてフォローが必要なケースに電話や訪問にて状況を確認し、必要に応じ関係機関との連携を図ります。</li> </ul>	継続	保健推進課
17	発達相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どものことばや発達について心理士が個別相談に応じます。</li> </ul>	継続	保健推進課

## (5) 被災者への支援

平成27年9月関東・東北豪雨災害において、常総市では多くの家屋が浸水し大規模な災害となりました。自然災害は住居や生業を突然喪失するなど、身体やこころに深刻な影響を与えるような体験をもたらします。被災者に対しては、引き続き継続的な支援を行い、いのちを支える対策を推進していきます。

	施策・事業名等	事業概要	方向性	関連部署等
1	被災者への支援（再掲）	・自然災害の被災者に対し、アンケート調査等で継続的に状況を把握し、必要な支援策やメンタルヘルス上の支援を図ります。	継続	社会福祉課
2	精神保健・健康相談	・被災者が抱える心身の問題を解消するため、精神保健福祉士や保健師等による個別訪問等の対応を検討します。	新規	社会福祉課 保健推進課

## 6 いのちを支える 評価指標（数値目標）

自殺総合対策大綱における国の数値目標は、2026（令和8）年までに自殺死亡率（人口10万人当たりの死亡者数）を2015（平成27）年の18.6と比べて、30%以上減少させる（13.0以下にする）ことを目標としています。常総市の自殺死亡者を2015（平成27）年の19.9と比べて30%減となる13.9を目標としています。

### ●指標目標

	指標	現状値 2011(平成23)年度 ～2015(平成27)年度	目標値 2023(令和5)年度	数値目標の考え方
1	自殺死亡率	19.9	13.9	国の目標値と同じ比率 (30%減少)とする

### ●基本施策の評価指標

	分類	実施事業等	現状値 2018(平成 30)年度までの 状況	目標値 2023(令和5) 年度	関連部署等
1	啓発	・メンタルヘルス講座	—	市民対象 1回/年	社会福祉課
		・強化月間時の啓発活動	—	9月・3月の 予防強化月間 期間中の広報 掲載、図書館 における特集 コーナー設置	秘書課 図書館 社会福祉課
2	人材育成	・ゲートキーパー養成 研修（庁内職員対象）	平成30年度 5回/年	新任者研修 1回/年 公務力向上講座 基礎2回/年 応用2回/年	総務課 社会福祉課
		・ゲートキーパー養成 研修（民間支援団体・ 市民対象）	—	1回/年	社会福祉課 各団体所轄課
3	ハイリスク者 への早期対応	・こころの健康相談	平成29年度相 談利用件数 19件	30件/年	社会福祉課
4	未遂者・自死 遺族への対応	・未遂者・自死遺族らが 利用できる資源の検討	—	協議回数 1回/年	社会福祉課 関係機関

	分類	実施事業等	現状値 2018（平成 30）年度までの 状況	目標値 2023（令和5） 年度	関連部署等
5	ネットワーク 強化	・いのちを支えるネット ワーク委員会の開催	平成30年度よ り開催	2回/年	社会福祉課
6	相談事業	・相談窓口一覧表の作成	—	相談一覧表の 作成・配布	社会福祉課 関係各課

●重点対象者に対する施策の評価指標

	分類	実施事業等	現状値 2018（平成 30）年度までの 状況	目標値 2023（令和5） 年度	関連部署等
1	勤務・経営者	・商工会や地域産業保健 センターなど関係機関 との連携	—	協議回数 1回/年	社会福祉課 関係機関
2	高齢者	・地域ケア個別会議の 実施	市内6か所 毎月開催	市内6か所 毎月開催 （継続）	幸せ長寿課 関係各課
3	経済困窮者	・就労準備支援事業	—	実施	社会福祉課
4	子ども・若者	・メンタルヘルス出前講 座（SOSの出し方教育含 む）	高校生向け 1回/年	小・中学生 1回/年 高校生 1回/年	社会福祉課 指導課 生涯学習課



# 第 4 章

## 推 進 体 制



## 第4章 推進体制

自殺対策を推進するために、何より重要なのは、計画策定後、全庁をあげ、住民との協働の下で、計画に沿った取り組みを実施することです。本計画を着実に推進するために、計画の推進における責任主体を明確にするとともに、計画の推進状況について定期的に把握・確認することが重要と考えています。

### (1) 計画の周知

計画に記載した施策の実施においては、自殺に関する正しい知識や理解を広める必要があります。自殺への追いつめられる前に、適切な場所に相談して必要な支援を受けることができるよう、本計画の周知を図っていきます。

### (2) 県・近隣市町との連携

計画を推進するには、保健・医療・福祉・教育・就労など、様々な分野の関係機関による連携が必要です。そのため、庁内関係課はもとより、茨城県、つくば保健医療圏（常総市・つくば市・つくばみらい市）、常総保健所管轄区域（常総市・下妻市・坂東市・八千代町）等の関係機関・関係団体と連携を強化し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、計画の推進体制を確立します。

### (3) 計画の進行管理

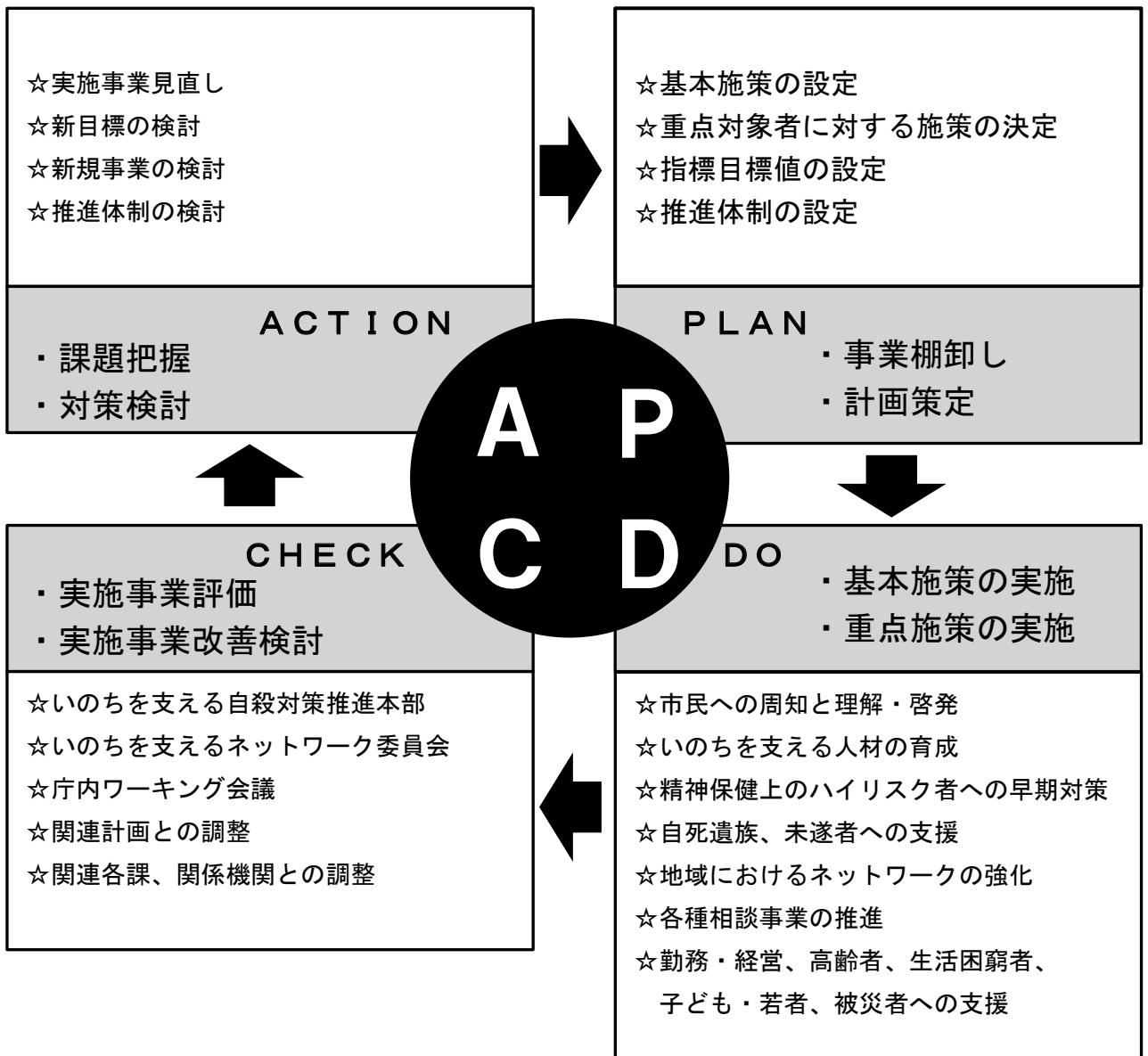
計画策定後は、各年度において、施策の取り組み状況等の達成状況を「いのちを支える自殺対策推進本部」に報告し、承認を得て進行管理を行います。

### (4) PDCAの実施

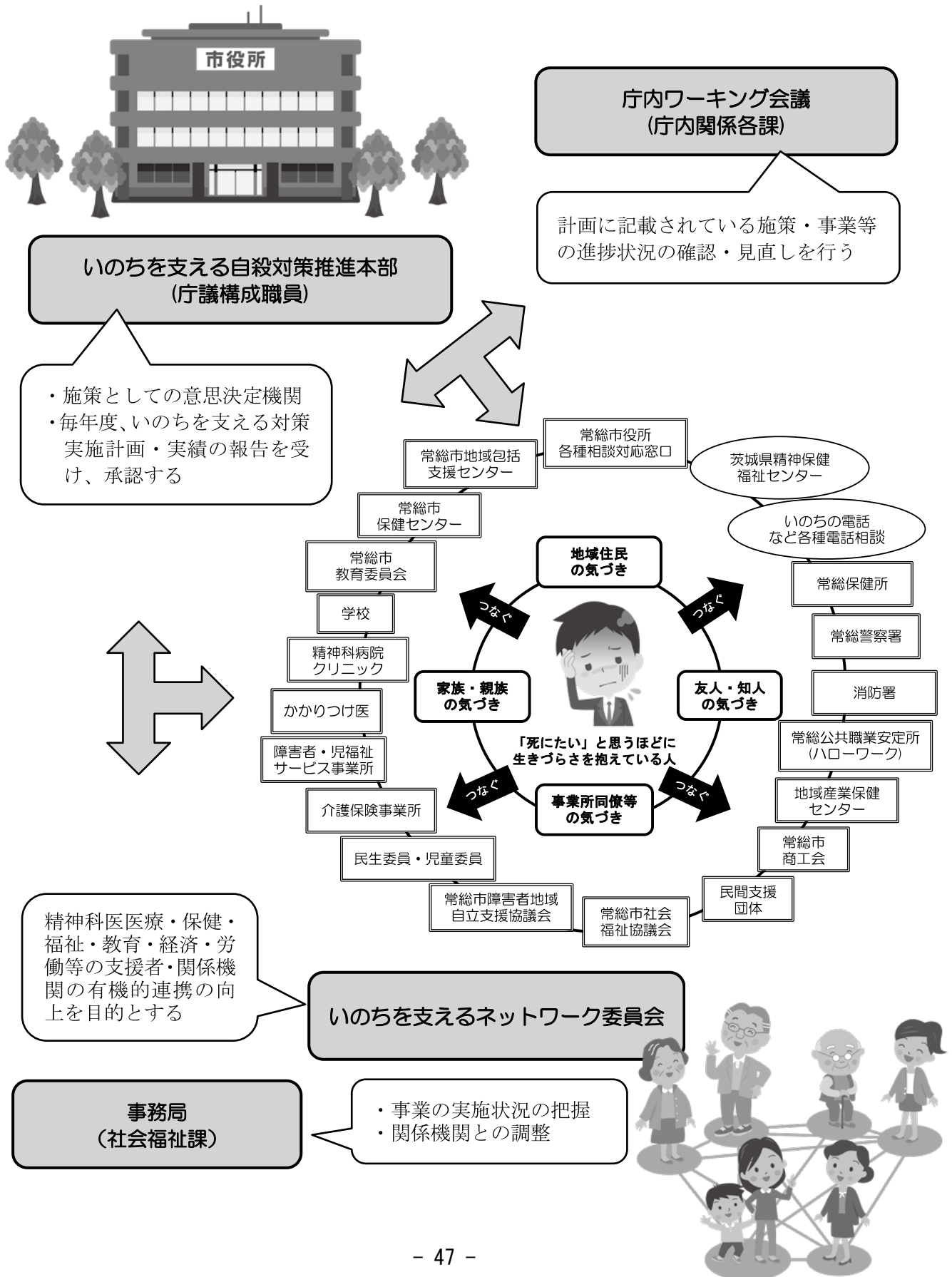
2016（平成28）年4月1日に施行された改正自殺対策基本法の新しい理念と趣旨に基づき、関係機関や関係者が連携して自殺対策の「PDCAサイクル」を実施していきます。

本計画で設定した施策・目標（Plan）を行動計画として実行（Do）し、実行した計画を評価・測定し（Check）、必要に応じて修正（Action）し、新たな目標を設定して行動に移していく「PDCA」サイクルを進めていきます。

◆◆◆ 点検・評価のプロセス（PDCA） ◆◆◆



# いのちを支える常総 組織・ネットワーク図



## いのちを支える相談窓口

## ●市の相談窓口

名称	電話番号	内容	備考
市民相談	0297-23-2111(代表) 市民課	家庭・近所・会社などへの困りごとや人間関係について	平日8時30分～17時15分
法律相談（市役所）	0297-23-2111(代表) 市民課	相続、離婚、金銭貸借等、民事上のトラブルについて（弁護士による無料法律相談）	予約制 本庁：毎月第2火曜日 13時～17時 石下：奇数月第3火曜日 13時～17時
くらしの困りごと相談（行政相談）	0297-23-2111(代表) 市民課	毎日のくらしの中での困りごと（行政）について	本庁：毎月15日9時～12時 石下：偶数月の15日 9時～12時
女性相談	0297-21-3510(直通) 人権推進課	子育てや家族、夫や恋人からの暴力など女性が抱える様々な悩みについて	予約制 毎月1回／第3火曜日
こころの健康相談	0297-23-2111(代表) 社会福祉課	眠れない、人づきあいが苦手など、こころの健康に関すること	予約制 毎月第2水曜日
精神保健福祉相談	0297-23-2111(代表) 社会福祉課	精神保健福祉に関すること	平日8時30分～17時15分
障がい者・児に関する相談支援	0297-23-2111(代表) 社会福祉課	障がい・児、難病をお持ちの方の相談ごとや福祉サービスに関することなど	平日8時30分～17時15分
生活困窮者に関する相談	0297-23-2111(代表) 社会福祉課	生活困窮に関すること	平日8時30分～17時15分
高齢者総合相談	0297-23-2930(直通) 地域包括支援センター （幸せ長寿課）	高齢者とその家族の悩みごとや介護保険等に関する総合相談窓口です	平日8時30分～17時15分
家庭児童相談員	0297-23-2111(代表) 子育て世代包括支援センター （こども課）	家庭における子どもの養育、虐待に関すること	平日8時30分～17時15分
いじめ問題など教育に関する相談	0297-44-6345(直通) 指導課	子どもの教育上の悩みや問題に関すること	平日8時30分～17時15分
健康相談	0297-23-3111 保健推進課(保健センター)	健康に関して保健師や栄養士が相談に応じます	予約制 月1回 随時対応いたします
発達相談	0297-23-3111 保健推進課(保健センター)	子どもの発達について心理士や保健師が応じます	予約制 月2回
のびのび子育て相談	0297-23-3111 保健推進課(保健センター)	身体測定や自由遊びをしつつ、個別相談の希望者には保健師が応じます	予約制 毎月1回
消費生活センター	0297-23-0747 商工観光課	商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や相談など	9時00分～12時00分 13時00分～16時30分 本庁：月・火・水・金 石下：木

## ●地域の相談窓口

名称	電話番号	内容	備考
困りごと相談	0297-30-8789 社会福祉協議会	日常生活の中で起こる法律相談や生活資金の貸付けなどの困りごと相談	平日 おおむね9時～17時 法律相談は毎月第4火曜日 ：社協水海道事務所
警察相談	0297-22-0110 常総警察署	犯罪被害や様々なトラブルに関すること	随時
配偶者暴力相談支援センター	029-221-4166 茨城県女性相談センター	配偶者や交際相手からの暴力や離婚・家庭不和など	匿名での相談可能 平日 9時～21時 土・日・祭日 9時～17時
法テラス下妻法律事務所	050-3383-5393	法的なトラブルに関すること	平日9時～17時
法テラス茨城	050-3383-5390		
精神保健相談 (精神クリニック)	0297-22-1351 常総保健所	精神保健に関する相談 月に1度は精神科医による相談(精神クリニック)	平日9時から17時 精神クリニックは毎月第3金曜日(予約制)
医療福祉相談室 (精神科病院)	0297-27-0387 水海道厚生病院 0297-44-2201 ホスピタル坂東 029-847-9586 とよさと病院	精神科の通院・入院治療や日常生活における心配ごとなど	平日 おおむね9時～17時
精神保健福祉・特定相談	029-243-2870 茨城県精神保健福祉センター	精神保健福祉に関すること 特定相談事業(思春期・アルコール・薬物依存)に関すること	平日8時30分～17時15分
ひきこもり相談支援センター	029-244-1571 茨城県精神保健福祉センター	引きこもりに関すること	平日8時30分～17時15分
働く人のこころの健康相談室	029-300-1221 茨城産業保健総合支援センター	職場における心の健康について、本人・家族・職場の関係者からの相談など	平日8時30分～17時15分
メンタルヘルスを含めた健康相談	0297-22-2421 常総地域産業保健センター	労働者規模が50人未満の事業所に対し、メンタルヘルスに関する相談を行います	平日9時30分～15時30分
経営に関する各種セミナー、研修会、金融指導等	0297-22-2121(水海道) 0297-42-3155(右下) 常総市商工会	必要な知識や技術などの情報提供や低利な融資制度など経営に関すること	平日 おおむね9時～17時
いばらきこころのホットライン	029-244-0556 茨城県地域自殺対策推進センター	こころの健康に関すること	平日(年末年始除く) 9時00分～12時00分 13時10分～16時00分
	0120-236-556 県庁書福祉課		土・日0120-236-556
いのちの電話	029-855-1000(つくば) 社会福祉法人茨城いのちの電話	死にたい気持ちやいじめの問題など様々な悩みに関すること	毎日24時間対応
	0120-783-556 フリーダイヤル		毎月10日 8時00分～翌8時00分
自死遺族ホットライン	045-228-7832 神奈川県弁護士会	自死遺族のための法律相談 (弁護士より折り返しの連絡が入ります)	平日 9時30分～12時00分 13時00分～16時30分
自死遺族 相談ダイヤル	03-3261-4350 NPO法人 全国自死遺族総合支援センター	自死遺族のための電話相談	毎週木曜日 11時00分～19時00分
よりそいホットライン	0120-279-338 一般社団法人 社会的包摂サポートセンター	さまざまな悩みに関する電話相談	毎日24時間対応
茨城県いじめ・体罰解消サポートセンター	0296-22-7830 東西教育事務所	子どもの不安や心配事など	月・水 9時～16時30分 火・木・金9時～18時00分
子どもホットライン	029-221-8181 茨城県教育委員会	悩みや不安など、子ども専用の電話相談	毎日24時間対応
いばらき虐待ホットライン	0293-22-0293 茨城県子ども家庭課	18歳未満の児童に対する虐待に関すること	毎日24時間対応





# 資料編



## 資料編

### (1) 常総市いのちを支える関連事業一覧

常総市におけるいのちを支える取り組みについては、県との連携及び単体計画にて関連事業として取り組んでいます。

国が示した「事業の棚卸しの進め方（市町村自殺対策計画策定の手引き）」と市町村版「事業の棚卸し事例集」を参考に、関係各課との意見交換を経て、事業リストの中から「生きる支援」に関連し得る事業の洗い出しと分類を行いました。各部における現在の取り組み事業は以下のとおりです。

棚卸し結果を整理し、いのちを支える常総プラン（自殺対策計画）の自殺対策の体系に即して、常総市の具体的な取り組みとして計画に反映しています。

#### ①市長公室による取り組み

市長公室は、秘書課・市民と共に考える課・防災危機管理課の3つの課を形成しています。「いのちを支える」関連事業としては、秘書課が広報紙の発行やホームページに関連する業務等を行っています。

市長公室における「いのちを支える関連施策」として現在取り組んでいる事業は以下のとおりです。

#### ●秘書課

	事業名等	事業概要	自殺対策 視点区分
1	行政の情報提供・広聴に関する事務（広報等による情報発信）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自殺対策や各種相談の周知を行っています。</li> <li>・自殺予防週間（9月10日から16日）自殺対策強化月間（3月）に、啓発等の記事を掲載します。</li> </ul>	啓発

## ②総務部による取り組み

総務部は、総務課・財政課・資産管理課の3つの課で形成しています。「いのちを支える」関連事業としては、総務課が職員の研修に関連する業務等を行っています。

総務部における「いのちを支える関連施策」として現在取り組んでいる事業は以下のとおりです。

## ●総務課

	事業名等	事業概要	自殺対策 視点区分
1	職員の研修事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市職員に対してメンタルヘルスに関する研修を行います。</li> <li>・新採職員研修や公務力向上研修で、ゲートキーパー研修を行っています。</li> </ul>	人材育成

## ③市民生活部による取り組み

市民生活部は、市民課・税務課・暮らしの窓口課・人権推進課の4つの課を形成しています。「いのちを支える」関連事業としては、人権推進課では人権を高める啓発、男女共同参画や女性相談に関連する業務等を行っています。市民課では市民総合相談として市民相談や法律相談等を行っています。税務課では納税に関する相談等の業務を行っています。

市民生活部における「いのちを支える関連施策」として現在取り組んでいる事業は以下のとおりです。

## ●人権推進課

	事業名等	事業概要	自殺対策 視点区分
1	女性相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性が抱える様々な悩みの相談に応じるため、女性の臨床心理カウンセラーが、毎月1回第3火曜日に面談及び電話で相談に対応しています。</li> </ul>	相談
2	同和・人権啓発事務 (人権啓発事業)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権意識を高めるための啓発を行っています。</li> </ul>	啓発
3	生活相談の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水海道地区と石下地区に各1名の生活相談員を任命し、市民の生活上の相談に対応しています。</li> </ul>	相談

	事業名等	事業概要	自殺対策 視点区分
4	DV防止啓発事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・DV防止啓発講座 高校生や市民、教職員等を対象にDVに関する講座を行い、相手を尊重する関係を知ってもらうことで、DVの発生を未然に防ぎます。</li> <li>・DV防止庁内連絡会議 DVの防止及びその被害者の保護に関し、庁内の関係部署が相互に連携し、DVの被害者への的確な支援を行うために開催しています。</li> <li>・パープルリボン運動 「女性に対する暴力をなくす運動」期間中、パープルリボン運動等を行っています。</li> </ul>	啓発

●市民課

	事業名等	事業概要	自殺対策 視点区分
1	無料法律相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相続、離婚、金銭貸借等、民事上のトラブルを抱えた住民に対し、専門家への相談機会を提供するため、弁護士による無料法律相談の案内を行い、必要に応じ予約を受け付けています。</li> </ul>	相談
2	市民相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民生活における住民への相談事業(来庁、電話)を実施しています。</li> </ul>	相談

●税務課

	事業名等	事業概要	自殺対策 視点区分
1	徴収の緩和制度としての納税相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民から納税に関する相談を受け付けています。</li> </ul>	相談

## ④保健福祉部による取り組み

保健福祉部は、社会福祉課・幸せ長寿課・こども課・健康保険課・保健推進課の5つの課を形成しています。「いのちを支える」関連事業としては、社会福祉課では、地域福祉、生活保護、生活困窮者、障がい者、被災者支援等の業務を行っています。幸せ長寿課では、高齢者の生活支援、介護保険等の業務を行っています。こども課では、子ども・子育て支援、保育や学童保育の実施等の業務を行っています。健康保険課では、国民健康保険の業務を行っています。保健推進課では、健康増進、各種健診・検診、保健指導、医療対策等の業務を行っています。

保健福祉部における「いのちを支える関連施策」として現在取り組んでいる事業は以下のとおりです。

## ●社会福祉課

	事業名等	事業概要	自殺対策 視点区分
1	民生委員・児童委員	・定期的に要配慮者世帯への訪問・見守りを実施しています。訪問の中で相談者の近況を聞き取り、必要により、公的機関への取り次ぎを行っています。	相談
2	地域福祉推進事業	・地域福祉計画において定めた「健やかで幸福を分かち合うまち」の実現に向けて、計画に基づき、地域福祉を担う機関・団体・事業者・個人の活動の振興を図るとともに、地域福祉推進機関の充実、相互連携を推進しています。	ネットワーク強化
3	被災者支援	・自然災害の被災者に対し、訪問やアンケート調査により状況を把握し、必要な支援策を実施している機関に繋げています。	相談 生活支援
4	メンタルヘルスに関する出前講座の実施	・こころの健康について、依頼のあった団体へ集団指導を行い、うつ病やこころの健康についての普及啓発を図っています。	啓発
5	障がい者に関する相談支援・給付事務	・障がい者、難病患者らの相談に応じ、本人及びその家族への個別支援（訪問・電話対応・同行・個別支援会議等）を実施状況に応じて、自立支援医療（精神通院医療費の助成）を含めた障害福祉サービスを提供しています。	相談
6	障がい児に関する相談支援・給付事務	・障がい児らの相談に応じ、本人及びその家族への個別支援（訪問・電話対応・同行・個別支援会議等）を実施状況に応じて障害児の福祉サービスを適用しています。	相談
7	障害者差別解消推進事業	・障がいを理由とする差別の解消を推進するため、障害者基幹相談支援センターに相談窓口を設置するほか、住民や民間事業者等に対し周知・啓発を行っています。	相談

	事業名等	事業概要	自殺対策 視点区分
8	地域自立支援協議会の開催	・医療・保健・福祉・教育及び就労等に関する機関とのネットワークの構築を図っています。	ネットワーク強化
9	障害者虐待の対応	・障がい者虐待に関する通報・相談窓口を設置し、個別対応を行っています。	相談
10	障害者相談員による相談業務（身体・知的障害者相談員）	・行政より委託した障害者相談員による相談業務を実施しています。	相談
11	精神保健福祉相談事業	・精神保健上の課題を抱えた方の相談に応じ、必要な関係機関と連携をとりながら地域での暮らしを支援しています。	相談 ネットワーク強化
12	こころの健康相談	・市民を対象とした個別相談会の実施、精神科医師が個別に対応、精神保健福祉士らも同席し、周辺情報の提供を行っています。	相談
13	ゲートキーパー講習	・市職員や民生委員らに対してゲートキーパー講習を実施しています。	人材育成
14	生活困窮者自立支援事業（自立相談支援事業）	・生活困窮者の相談を受けて自立に向けた支援を行っています。	相談
15	生活困窮者自立支援事業（住居確保給付金）	・離職をし、住居を失うおそれのある方に家賃の補助をし、就職の支援をしています。	生活支援
16	生活困窮者自立支援事業（家計改善支援事業）	・家計の立て直しをアドバイスし、生活再生を支援しています。（社会福祉協議会へ委託）	生活支援 相談
17	生活保護施行に関する事務	・就労支援・医療ケア相談・高齢者支援・資産調査を行っています。	相談 生活支援
18	生活保護各種扶助事務	・生活・住宅・教育・介護・医療・出産・生業・葬祭扶助を行っています。	生活支援

## ●幸せ長寿課

	事業名等	事業概要	自殺対策 視点区分
1	介護給付に関する事務	・被保険者資格管理、賦課収納管理、受給者管理、給付管理、事業所指定を行っています。	生活支援
2	包括支援センターにおける相談等の事業	・高齢者とその家族の悩みごとや介護保険等に関する総合相談業務。電話・来庁・訪問・個別支援会議等にて対応。ほか、介護支援専門員への支援、地域包括ケアシステム推進会議の開催を実施。24時間電話相談体制の確保を図っています。	相談 ネットワーク強化
3	養護老人ホームへの入所	・65歳以上で経済的理由等により自宅での生活が困難な高齢者への入所手続きを行っています。	居場所
4	老人日常生活用具給付等事業	・ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム及び福祉電話利用等に対する安否確認や、高齢者の相談に応じ、高齢者の社会参加の促進と福祉の増進を図っています。	相談 ネットワーク強化
5	家族介護教室事業	・家族介護講習会を開催し、介護技術の習得による家族の介護負担の軽減を図るとともに、交流会を開催し、介護者の心身のリフレッシュを図り、在宅介護を支援しています。	相談 啓発 人材育成
6	認知症サポーター養成講座	・誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指して、認知症についての正しい知識を持ち、認知症の人や家族を応援する認知症サポーターを養成しています。	人材育成
7	シルバークラブ活動等社会活動促進事業	・高齢者向けクラブ（地域在住の60歳以上の住民が健康づくりや仲間づくりを目的に集まった団体）へ活動費の助成をしています。	居場所
8	地域介護予防活動支援事業	・高齢者を地域で支えるボランティアとして平成21年度から養成を開始。推進員らは市内各所で高齢者への声かけや介護予防教室をはじめとした活動を活発に行っています。介護予防推進員の養成・現任者研修を実施し、地域での活動を支援しています。	人材育成
9	愛の定期便事業	・定期的な乳製品の配達による安否確認を行う見守りの事業を実施しています。	ネットワーク強化
10	行方不明高齢者等SOSボランティアの養成	・行方不明高齢者に対する捜索・見守りのボランティアの養成を行っています。	人材育成
11	認知症対策	・認知症への理解の推進、認知症相談事業や認知症初期集中支援チーム活動の推進。認知症介護者への支援や予防のための啓発事業を実施しています。	啓発
12	生活支援コーディネーター活動	・高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくための生活支援コーディネーター業務を民間委託して実施しています。	ネットワーク強化
13	食の自立支援事業	・高齢単身世帯など調理が困難な方人定期的に居宅訪問して食事を提供するとともに利用者の安否と健康状態を確認しています。	ネットワーク強化



	事業名等	事業概要	自殺対策 視点区分
14	介護予防普及啓発事業	・介護予防活動の普及・啓発を行っています。	啓発
15	まずは話そうの会	・認知症本人と家族の集いの場を実施しています。	相談 居場所

●こども課

	事業名等	事業概要	自殺対策 視点区分
1	家庭児童相談員	・家庭における適正な児童養育、そのほか家庭児童の福祉の向上を図るための相談、指導を行う家庭児童相談員を配置しています。	相談
2	地域子育て支援拠点事業（おやこのひろば事業）	・子育て支援センター等において、在宅の乳幼児を持つ親子を対象に、子育てについての情報交換や子育て相談等、お子さんたちの遊び場や出会いの場を提供し、子育てに関する支援を行っています。	相談
3	保育の実施（公立保育所・私立保育園等）	・公立保育所・私立保育園等において保育・育児を実施しています。 ・保護者による家庭保育が困難な乳幼児の保育を実施しています。	居場所 生活支援
4	児童扶養手当支給	・児童扶養手当を支給しています。	生活支援
5	母子生活支援施設への入所助成	・配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情にある女子と、その看護すべき児童の母子生活支援施設への入所を実施し、入所施設の実施運営費を扶助することで、自立の促進のためにその生活を支援しています。	相談 生活支援
6	ひとり親家庭等日常生活支援事業	・就業等の自立を促進するために必要な事由や疾病などの事由により一時的に生活援助、保育サービスが必要な場合又は生活環境等の激変により、日常生活を営むのに支障が生じている場合に、家庭生活支援員を派遣するなど、ひとり親家庭等の生活の安定を図っています。	生活支援
7	高等職業訓練促進給付金支給事業	・資格の取得を目指すひとり親家庭の親が、養成機関などで1年以上修学する場合、給付金を支給しています。	生活支援
8	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業	・高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、入学準備金・就職準備金を貸し付けています。	生活支援

## ●健康保険課

	事業名等	事業概要	自殺対策 視点区分
1	保険税の賦課、収納、減免	・滞納者に対する納付勧奨・減免状況の把握を行い、状況に応じて社会福祉課へつなぐ対応を行っています。	相談

## ●保健推進課

	事業名等	事業概要	自殺対策 視点区分
1	食生活改善事業	・調理実習やイベントでの展示等の活動をとおして、地域住民の適塩や野菜摂取の増加の必要性を理解してもらうことにより、生活習慣病を予防し、健康寿命の延伸を図っています。料理経験の少ない男性を対象に、食事や健康への関心を高め、日常生活の自立支援を行うこと、地域社会とのつながりを持つことを目的に男性料理教室を実施しています。	啓発
2	特定保健指導事業	・特定健康診査の結果から特定保健対象者を特定し、生活習慣や検査値が改善されるように、専門職による支援を電話や面接などで行っています。	相談
3	健康づくり事業(ポピュレーションアプローチ)	・生活習慣病予防及び生活習慣改善に取り組める意識・意欲の向上を図るために、健康教室等の開催及び健康情報等を提供しています。	啓発
4	糖尿病性腎症重症化予防事業	・特定健康診査とレセプトの結果より対象者を特定し、専門職による面接・電話指導をかかりつけ医と連携しながら予防事業を行っています。	相談 ネットワーク強化
5	母子健康手帳交付	・母子健康手帳を交付しています。 (交付窓口は市民課) ・母子健康手帳交付時に、ハイリスク妊婦を把握するためにアンケートを実施しています。 ・若年妊婦やアンケートの結果、不安や悩み事がある、家族の協力が得られない等の返答があった妊婦に、電話で状況確認し、必要時は家庭訪問で対応しています。	相談
6	プレパパママ教室	・妊娠の経過や過ごし方並びにお産の経過や呼吸法等を講話し、安心してお産に臨めるように支援しています。 ・教室内でグループワークを行い、仲間づくりや妊婦同士の情報交換により、妊娠中の不安軽減に努めています。 ・パートナーに妊娠シミュレーターを装着してもらい、妊婦の身体の変化を理解することにより、コミュニケーションや協力につなげています。 ・教室内で気になった妊婦に、後日電話等で状況を確認しています。	相談 啓発

	事業名等	事業概要	自殺対策 視点区分
7	妊婦健康診査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・妊娠中の健康状態の確認のため、医療機関での健診費用の14回分の助成をしています。</li> <li>・妊娠中の母体の状況や環境について、医療機関で気になることや、フォローが必要なケースは早急に情報をもらい、電話や訪問にて対応しています。</li> </ul>	相談 ネットワーク強化
8	産婦健康診査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産後の母体の健康状態の確認のため、医療機関での健診費用の助成をしています。</li> <li>・健診時、医療機関で産婦に対しエジンバラ産後うつ病質問票を実施し、点数が高い場合は、医療機関から早急に情報をもらい、電話や訪問で対応しています。</li> </ul>	相談 ネットワーク強化
9	産後ケア事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族から十分な支援が受けられず、家事育児等の日常生活を送ることが困難な場合や産婦の体調や育児に不安などがある場合（医療行為除く）にショートステイやデイケアで対応しています。</li> <li>・母体ケア・乳児ケア・育児相談・沐浴指導・授乳指導等を実施しています。</li> </ul>	相談 ネットワーク強化
10	新生児訪問 こんにちは赤ちゃん事業乳児全戸訪問	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳児及び母体の健康相談・育児指導・計測を行っています。</li> <li>・エジンバラ産後うつ病質問票（EPDS）を実施し、点数9点以上になる産婦に、訪問2週間後に電話や訪問にてフォローしています。</li> <li>・必要に応じ関係機関との連携を図っています。</li> </ul>	相談 ネットワーク強化
11	乳児健診 12か月児健診 1歳6か月児健診 3歳児健診 離乳食教室 2歳児教室 5歳児健康相談 のびのび子育て相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各健診・教室時、診察・身体計測・個人相談（育児・栄養）等を実施しています。</li> <li>・各健診及び教室・相談時に、面談にてフォローが必要なケースに、電話や訪問にて状況を確認しています。</li> <li>・必要に応じ、関係機関との連携を図っています。</li> </ul>	相談 ネットワーク強化
12	発達相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どものことばや発達について、心理士が個別対応しています。</li> </ul>	相談
13	健康相談 電話・訪問健康相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康に関する相談を月1回実施しています。</li> <li>・随時電話相談・面接による相談を実施し、ステージごとの健康や育児などの不安の緩和や健康増進・維持に努めています。</li> <li>・電話や面接で健康・育児・栄養に関することの相談を随時実施しています。</li> <li>・相談内容により、関係機関への紹介及び連携を図っています。</li> </ul>	相談 ネットワーク強化
14	健康教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の健康維持・増進のため、健康に関する知識の普及を目的として健康教育を実施しています。</li> </ul>	啓発

	事業名等	事業概要	自殺対策 視点区分
15	各種検診事業	・各種検診を実施し、疾病の早期発見・治療に努めています。 また、検診の結果を受診者に訪問や面談等で説明し、早期受診勧奨や生活習慣の改善指導を行い、健康寿命の延伸につなげます。	啓発
16	保育所巡回相談	・心理士と保健師が保育所・幼稚園を訪問し、保育士たちの対応に助言を行います。	相談 ネットワーク強化

### ⑤産業振興部による取り組み

産業振興部は、農政課・商工観光課・生活環境課の3つの課を形成しています。「いのちを支える」関連事業としては、商工観光課では、消費者相談・啓発、経営者支援セミナー、低利の融資あっせん等の業務を行っています。生活環境課では、犯罪被害者及びその遺族に対する支援活動、公害・環境相談等の業務を行っています。

産業振興部における「いのちを支える関連施策」として現在取り組んでいる事業は以下のとおりです。

#### ●商工観光課

	事業名等	事業概要	自殺対策 視点区分
1	消費生活対策事務	・消費生活支援センターにおける消費者相談・情報提供を行っています。 ・消費者教育・啓発(出前講座)を行っています。 ・消費者団体活動支援等を行っています。	相談
2	中小企業資金融資	・市内に住居、または事業所を有する中小企業者に対し、事業資金の融資と保証をあっせんし、経営の安定を図ります。債務担保軽減のため、信用保証料のうち、年0.82%を限度として補助を行います。・低利の融資あっせんを行っています。	相談 生活支援

#### ●生活環境課

	事業名等	事業概要	自殺対策 視点区分
1	犯罪被害者及びその遺族に対する支援活動	・犯罪被害者とその遺族の置かれている現状を踏まえ、茨城県警本部を中心とした関係機関との連携により支援活動を推進しています。 (事業主体：茨城県犯罪被害者支援連絡協議会)	相談

	事業名等	事業概要	自殺対策 視点区分
2	公害・環境に係る相談	・住民から公害・環境に関する相談を受け、問題の早期解決を図っています。	相談

### ⑥都市建設部による取り組み

都市建設部は、都市計画課・道路課・下水道課・水道課の4つの課を形成しています。「いのちを支える」関連事業としては、都市計画課では、公園の整備・管理、公営住宅管理・入居相談等の業務を行っています。道路課では、道路及び河川の使用、情報提供等の業務を行っています。水道課では、水道料金滞納事務、給水停止等の業務を行っています。

都市建設部における「いのちを支える関連施策」として現在取り組んでいる事業は以下のとおりです。

#### ●都市計画課

	事業名等	事業概要	自殺対策 視点区分
1	公営住宅事務	・公営住宅法の規定に基づき、収入が少なく住宅に困っている方々に対し、市が管理する住宅を安い家賃で賃貸する業務を行っています。	生活支援
2	公営住宅家賃滞納整理対策	・入居者のおかれている状況に応じて、個別の相談や納付指導を行い、必要に応じて福祉部局とも連携し、訪問を行います。	生活支援 相談

#### ●水道課

	事業名等	事業概要	自殺対策 視点区分
1	水道料金徴収業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・料金滞納者に対する料金徴収(集金)業務を行っています。</li> <li>・給水停止執行業務を行っています。</li> <li>・常総市地域見守り活動に関する協定を結んでいます。</li> </ul> <p>水道使用料金の滞納者への給水停止を行う際、乳児や高齢者のいる家庭に対しては特に状況等を考慮し、状況に応じて支払いの猶予を設けたり、福祉部局との連携を行うなどの対応を行います。</p>	生活支援 ネットワーク

## ⑦教育委員会による取り組み

教育委員会は、学校教育課・生涯学習課・スポーツ振興課・指導課・図書館の5つの課及び学校給食センターを形成しています。「いのちを支える」関連事業としては、学校教育課では、就学、特別支援学級、奨学金等の業務を行っています。生涯学習課では、子どもまつり、学校外体験活動、子ども教室、青少年健全育成等の業務を行っています。指導課では、学校教育の指導に関する業務を行っています。また、国及び学校は義務、地方公共団体は努力義務として「いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針」を定めることになっています。

教育委員会における「いのちを支える関連施策」として現在取り組んでいる事業は以下のとおりです。

## ●学校教育課

	事業名等	事業概要	自殺対策 視点区分
1	就学援助と特別支援教育就学奨励補助に関する事務	・経済的理由により、就学困難な児童・生徒に対し、給食費・学用品等を補助しています。 ・特別支援学級等に在籍する児童・生徒に対し、給食費・学用品等を補助しています。	生活支援
2	奨学金に関する事務	・奨学金に関する事務を行っています。	生活支援

## ●生涯学習課

	事業名等	事業概要	自殺対策 視点区分
1	青少年育成事業	・子どもまつり、指導者研修会を開催しています。 ・リーダーズ高校生会活動の支援をしています。	人材育成 ネットワーク強化
2	学校外体験活動事業	・集団生活をとおして生活の中で役立つ思考力、判断力、行動力を身につけるため「ふれあいサマーキャンプ」を開催しています。	人材育成
3	放課後子ども教室推進事業	・地元コーディネーター、アドバイザー等の協力により、放課後の子どもたちの「自主的な学び場」「安心安全な居場所」を提供しています。	居場所
4	青少年相談員事業	・青少年の非行防止、健全育成を図るための事業として「街頭指導」、「相談員研修」、「関係機関・団体」との連携を図っています。	人材育成 啓発

## ●図書館

	事業名等	事業概要	自殺対策 視点区分
1	来館者サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民の生涯学習の場としての読書環境の充実</li> <li>・子育て支援を主旨としたお話し会や赤ちゃんと遊ぼう等の開催など教育・文化サービスの提供をしています。</li> </ul>	居場所 ネットワーク強化

## ●指導課

	事業名等	事業概要	自殺対策 視点区分
1	就学に関する相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別に支援を要する児童・生徒に対し、関係機関と協力して一人ひとりの障害及び発達の状態に応じたきめ細かな相談を行っています。</li> </ul>	相談
2	小学校土曜日補修教室(常総ほっとサタデー教室)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放課後等の教室・校庭・体育館など学校施設を有効に活用し、様々な活動を実施しています。</li> </ul>	相談 居場所
3	アプローチ・スタートカリキュラム事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育園、幼稚園、小学校、中学校間で連携し、スムーズな移行を図るとともに、希望や目標をもって各学校に入学し、それぞれが学校生活にスムーズに移行できる児童生徒を育てることを目的としています。</li> </ul>	ネットワーク強化
4	学校訪問指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>・問題行動の未然防止、または学校で生じた様々な課題の早期対応・早期解決のために学校を訪問し、教員に対して助言・指導を行います。</li> </ul>	人材育成
5	心の教室相談員配置事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの教育上の悩みや心配事に関する相談を、教育相談員(心理)が対面で受け付けています。また、仕事の都合や家庭の事情等で来室できない場合には、電話相談も行っています。</li> </ul>	相談
6	スクールカウンセラー活用事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様々な課題を抱えた児童・生徒に対し、スクールカウンセラー(臨床心理士)を派遣します。(茨城県義務教育課事業 窓口：指導課)</li> </ul>	相談
7	適応指導教室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不登校児童生徒を対象とした適応指導教室(檜の木スクール)にて学習・生活指導、連絡協議会等を実施します。</li> </ul>	居場所 相談 ネットワーク強化

## ⑧関係機関における実施事業

関係機関が実施しているいのちを支える関連事業の主な取り組みは以下のとおりです。

## ●関係機関等

	事業名等	事業概要	関係機関
1	ゲートキーパー養成事業	・悩みを持った人たちに対する「気づき、声かけ、傾聴、つなぎ、見守り」役（ゲートキーパー）を養成するため、市町村職員等を対象とした指導者養成研修を実施しています。	茨城県
2	精神保健相談（精神クリニック）	・毎月1回精神科医による相談を行い、必要により適切な関係機関につないでいます。	常総保健所
3	精神保健相談	・随意、保健所の保健師による相談を行い、必要により適切な関係機関につないでいます。	常総保健所
4	就労支援	・ハローワークと連携し、仕事を探している方に対して、求人情報の提供等を行っています。	常総公共職業安定所
5	医療福祉相談室（精神科病院）	・精神科の通院・入院治療などに関して、ご本人やご家族、関係機関などからの相談に応じ、必要に応じた受診調整や情報提供などを行います。 ・治療中の方や未受診の方に、日常生活の中で生じる様々な心配ごとの相談にも応じています。	精神科病院 水海道厚生病院 ホスピタル坂東 とよさと病院等
6	警察相談	・犯罪被害や様々なトラブルに関する相談等を行っています。	常総警察署
7	経営に関する各種セミナー、研修会、金融指導等	・必要な知識や技術などの情報提供や会員が利用できる低利な融資制度を行っています。	常総市商工会
8	在宅福祉サービス「せいむ」	・家事や身のまわりのお世話、子育てのお手伝いなどの会員助け合い活動を行っています。	社会福祉協議会
9	日常生活自立支援事業	・判断能力が不十分で、かつ親族等の援助が得られない方に対し、福祉サービスの利用手続きの援助や金銭管理援助及び書類等の預かりサービスを行い、在宅での日常生活を支援しています。	社会福祉協議会
10	生活困窮者自立支援事業（家計改善支援事業）	・家計の立て直しをアドバイスし、生活再生を支援しています。	社会福祉協議会
11	ほほえみネットワーク事業	・要援護者の安否確認や福祉ニーズの早期発見、また災害時配慮者の見守り体制づくりのため、ほほえみネットワーク表の作成、管理を行っています。	社会福祉協議会
12	ふれあい・いきいきサロン活動支援事業	・地域の中の生きがいがづくり、仲間づくり、健康づくり、元気づくり活動を推進するため、立ち上げや運営に必要な資金の一部を助成し支援します。	社会福祉協議会



	事業名等	事業概要	関係機関
13	緊急食糧等提供事業	・緊急的かつ一時的に生計の維持が困難となった世帯へ食料等の生活に必要な現物を提供します。	社会福祉協議会
14	生活福祉資金貸付事業	・低所得世帯、障がい者がいる世帯、介護を必要とする高齢者がいる世帯の生活向上を図るため、生活福祉資金の貸し付けを行っています。	社会福祉協議会
15	小口貸付事業	・低所得者を対象とし、短期無利子の貸し付けを行っています。	社会福祉協議会
16	お食事会	・70歳以上の一人暮らし高齢者等を対象とした会食型お食事会を開催します。(市内11地区12会場)	社会福祉協議会

## (2) いのちを支える自殺対策推進本部

### ①常総市いのちを支える自殺対策推進本部設置規程

#### (設置)

第1条 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第2条の基本理念にのっとり、自殺対策について総合的かつ効果的に実施するため、常総市いのちを支える自殺対策推進本部（以下「推進本部」という。）を置く。

#### (所掌事項)

第2条 推進本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 自殺対策基本法第13条第2項の規定による常総市自殺対策計画の策定に関すること。
- (2) 自殺対策に係る施策の策定及び実施に関すること。
- (3) 自殺対策に係る情報の収集、整理及び提供に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、自殺対策の推進に関すること。

#### (組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び委員をもって組織する。

2 本部長には市長を、副本部長には副市長をもって充てる。

3 委員は、教育長のほか、常総市庁議の設置及び運営に関する規程（平成20年常総市訓令第10号）第3条第1項に規定する庁議構成職員をもって充てる。

4 本部長は、推進本部の会務を総理し、推進本部を代表する。

5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第4条 推進本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 本部長は、必要があると認めるときは、推進本部の会議にその他の職員の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

#### (庶務)

第5条 推進本部の庶務は、自殺対策を所管する課において処理する。

#### (委任)

第6条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、本部長が別に定める。

#### 附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

## ②常総市いのちを支える自殺対策推進本部委員

1	市長	神達 岳志
2	副市長	藤島 忠夫
3	教育長	岡野 克巳
4	市長公室長	小林 昭仁
5	総務部長	荒木 悟志
6	市民生活部長	柴 典明
7	保健福祉部長	吉原 克美
8	経済環境部長	宮田 道夫
9	都市建設部長	木村 茂樹
10	石下支所長	諏訪 勝彦
11	会計管理者	飯田 恒夫
12	議会事務局長	長妻 克美
13	教育部長	沼尻 秀子
14	秘書課長	飯泉 真由美

平成30年8月8日現在

### (3) いのちを支えるネットワーク委員会

#### ①常総市いのちを支えるネットワーク委員会設置要綱

##### (設置)

第1条 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第8条の規定に基づき、自殺対策について関係機関相互の密接な連携を図るとともに、自殺対策を総合的かつ効果的に推進するため、常総市いのちを支えるネットワーク委員会（以下「委員会」という。）を置く。

##### (所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 自殺対策に係る課題についての情報の共有に関すること。
- (2) 地域の実情に応じた自殺対策に係る支援体制の整備及び効果的な施策の推進に係る意見交換に関すること。

##### (組織)

第3条 委員会は、委員30人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 保健、医療、福祉等に関する団体に属する者
- (2) 自殺対策等に関する知識及び経験を有する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 市職員
- (5) 前各号に掲げるもののほか市長が適当と認める者

##### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

##### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によってこれを定める。

3 委員長は、委員会の事務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

##### (会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、第3条第2項の規定による委員の委嘱又は任命後最初の会議は、市長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

##### (個人情報保護)

第7条 委員は、正当な理由がなく、委員会の業務を通じて知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。委員の職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、自殺対策を所管する課において処理する。

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。



筑波大学医学医療系准教授 太刀川先生による職員研修会

## ②常総市いのちを支えるネットワーク委員

敬称略

	氏名	所属・経歴等	備考
1	太刀川 弘和	筑波大学 医学医療系准教授（精神科医師）	
2	河合 伸念	水海道厚生病院 院長（精神科医師）	○副委員長
3	堤 年正	水海道厚生病院 医療福祉相談室 精神保健福祉士	
4	高橋 啓子	医療法人清風会ホスピタル坂東 ケアマネ・地域医療連携部精神保健福祉士	
5	高根 汐里	とよさと病院 相談員	第1回は源田査江子が代理出席
6	青木 清人	常総市商工会 会長	第2回は事務長の中川弘美が代理出席
7	嶋田 恵一	常総公共職業安定所 統括職業指導官	
8	関 真人	地域産業保健センター	
9	齊藤 裕介	常総市自立支援協議会 会長 (和耕学園 園長)	
10	中山 美代子	常総市連合民生委員・児童委員協議会 会長	
11	細谷 悟志	常総市社会福祉協議会 事務局次長	
12	岡本 純	常総警察 生活安全課	
13	高田 由美子	常総保健所 健康増進課 係長（保健師）	第2回は課長の小室明子が代理出席
14	吉原 克美	常総市保健福祉部 部長	◎委員長
15	蛭原 高司	常総市教育委員会 指導課長	
16	沼尻 俊彦	常総市市民生活部 市民協働課 課長	
17	齊藤 厚子	常総市市民生活部 市民課 市民総合相談室 室長	
18	秋葉 利恵子	常総市保健福祉部 高齢福祉課 地域包括支援センター センター長（保健師）	第2回は課長補佐の村上大成が代理出席
19	染谷 早苗	常総市保健福祉部 保健推進課 課長補佐（保健師）	
20	菊岡 勝己	常総市保健福祉部 社会福祉課 課長	事務局兼務
21	亀井 浩之	常総市保健福祉部 社会福祉課 生活保護支援室 室長	事務局兼務
22	高野 抄有里	常総市保健福祉部 社会福祉課 障がい福祉支援室 室長	事務局兼務
23	渡邊 百合子	常総市保健福祉部 社会福祉課 障がい福祉支援室 主幹（精神保健福祉士）	事務局兼務

平成30年9月27日現在

## (4) 常総市市民協働まちづくり推進委員会

## ①常総市市民協働のまちづくり推進条例

平成21年3月25日

条例第1号

## (目的)

第1条 この条例は、市民協働まちづくりの推進に関する基本理念を定め、市民、市民活動団体、事業者及び市の役割を明らかにするとともに、互いに連携し、協力することで、一層の公益の増進を図り、もって魅力と活力のある地域社会の発展と新しい公共の創造に寄与することを目的とする。

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民協働のまちづくり 市民、市民活動団体、事業者及び市がその自主的な行動のもとに、お互いに良きパートナーとして連携して協力し、それぞれが自らの経験、知識及び責任においてまちづくりに取り組むことをいう。

(2) 市民活動 市民、市民活動団体及び事業者が自発的かつ自律的に行う活動であって、営利を目的としない公益性のあるものをいう。ただし、次に掲げる活動を除く。

ア 宗教の教養を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動

イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動

ウ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

(3) 市民 市内に在住し、在勤し、又は在学する者及び市民活動に参加するものをいう。

(4) 市民活動団体 市民活動を行うことを主たる目的とする団体をいう。

(5) 事業者 営利を目的とする事業を行う個人又は法人をいう。

## (基本理念)

第3条 市民、市民活動団体、事業者又は市は、対等の立場でそれぞれの責務及び役割を理解し、市民協働のまちづくりの推進に努めなければならない。

2 市民、市民活動団体、事業者及び市は、市民協働のまちづくりをすいしんするため、情報を積極的に公開し、共有するとともに、相互に参加及び参画を図らなければならない。

- 3 市は、市民活動の自主性及び自立性を尊重しなければならない。
- 4 市の市民活動団体に対する支援は、おの公益性に基づき、公正に行わなければならない。

(市民の役割)

第4条 市民は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、自らが暮らす地域社会に関心を持ち、自らができることを考え、行動するとともに、まちづくりに積極的に参加し、又は参画する意識を持つよう努めるものとする。

- 2 市民は、市民活動に関する理解を深め、その活動の発展及び促進に協力するよう努めるものとする。

- 3 前2項に規定する市民の役割は、強制されるものではなく、個々の市民の自発性に基づいて行うものでなければならない。

(市民活動団体の役割)

第5条 市民活動団体は、基本理念に基づき、市民活動の社会的意義及び責任を自覚して活動するとともに、開かれた運営を通じて当該活動が広く市民に理解されるよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念に基づき、地域社会の一員として、市民協働のまちづくりに関する理解を深め、自発的にその推進に努めるものとする。

- 2 事業者は、市民活動団体がまちづくりに果たす役割の重要性を十分に理解し、自発的に支援するよう努めるものとする。

(市の役割)

第7条 市は、基本理念に基づき、市民、市民活動団体及び事業者の参加又は参画を得て、市民協働のまちづくりを推進するための施策を実施するよう努めるものとする。

- 2 市は、市民協働のまちづくりが活発に行われるための環境の整備等を図るよう努めるものとする。

- 3 市は、市民協働のまちづくりに資する情報を積極的に公表し、市民に対する説明責任を果たすものとする。

(施策の実施)

第8条 前条第1項の規定により市が実施する施策は次のとおりとする。

- (1) 意見公募（市の施策の策定過程において、当該施策の案を公表し、これに対する市民お意見を考慮して当該施策の意思決定を行うとともに、当該意見に対する考え方を公表する手続きをいう。）
- (2) 市民提案（市民が具体的な政策等を提案し、その提案に対する市の考えを公表するとともに、提案をした市民に回答する手続きをいう。）
- (3) ワークショップ（政策等について、市と市民が対等な立場で行う議論又は作業を通じて意見を集約するための会合をいう。）
- (4) 公聴会等（政策等について、市が広く市民の意見を聴取するための会合をいう。）



(5) 附属機関等の委員の公募（市の附属機関又はこれに準ずる機関等において、市民が参加し、意見等を述べる機会を確保するため、当該附属機関等の委員について市民から公募することをいう。

(6) 前各号に定めるもののほか、市長が適当と定める施策。

（財政的支援）

第9条 市長は、市民活動団体が行う市民活動を促進するため、公益上必要があり、かつ、当該市民活動団体の自主性を損なわないと認めるときは、予算の範囲内で補助金の交付等財政的な支援をすることができる。

（市民活動団体の登録）

第10条 市民活動団体は、あらかじめ市町の登録を受けなければならない。

2 前項の登録を受けようとする団体は、市規則で定める書類を添付した申請書により市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請をした団体が市民活動団体の要件に適合すると認めるときは、これを登録し、その旨を公表するものとする。

（市が行う業務への参入の機会の提供）

第11条 市は、市民活動団体に対しその活動を促進するため、当該市民活動団体の専門性、地域性等の特性を活用することができる分野において、委託その他の方法により市が行う業務への参入の機会を提供するよう努めるものとする。

2 前項の既定による市が行う業務への参入の機会の提供を受けようとする市民活動団体は、前条第2項の申請書にその旨を記載しなければならない。

（市民協働のまちづくり推進委員会）

第12条 市民協働のまちづくりを推進するため、市長の附属機関として、常総市市民協働のまちづくり推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 市民協働のまちづくりの推進に関し、市長の諮問に応じて審議し、答申すること。

(2) 市民協働のまちづくりに関し、必要に応じて市の施策等を調査し、市長に意見を述べること。

3 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 公募による市民

(2) 市民活動団体の関係者

(3) 事業者

(4) 学識経験のある者

(5) 市職員

(6) その他市長が適当と認めるもの

5 委員の任期は、委嘱又は任命を受けた日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 6 委員は、再任することができる。ただし、3期を限度とする。
- 7 委員会は、特定の事項を審議し、又は調査するため必要があるときは、部会を置くことができる。
- 8 前事項に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、別に定める。  
(委員会への諮問等)

第13条 市長は、市民協働のまちづくりに関する基本方針その他の重要事項を決定しようとする場合は、あらかじめ委員会に諮問しなければならない。ただし、当該重要事項を所掌する他の附属機関に諮問するときは、この限りではない。

- 2 市長は、市民、市民活動団体、又は事業者から市民協働まちづくりに関する意見、提案等の提出があった場合は、当該意見等の内容を委員会に報告し、又は諮問するとともに、速やかにこれを調査し、検討しなければならない。
- 3 市長は、前2項の規定による諮問、検討等の結果に基づき、必要に応じて市民協働のまちづくりに関する施策を見直す等適切な措置を講じなければならない。  
(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年条例第3号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

## ②常総市市民協働まちづくり推進委員

敬称略

	氏名（敬称略）	選出区分	選出団体・役職等	期
1	堀越 輝子	市民活動団体	ネットワーカー常総	2
2	中川 智雄	市民活動団体	常総市社会福祉協議会 副会長	新
3	北村 篤子	市民活動団体	女性団体じょうそう事業委員会	2
4	野村 清	市民活動団体	自治区長連絡協議会	新
5	櫻井 智行	市民活動団体	自主防災組織	新
6	川口 恵美里	市民活動団体	外国人支援NPO法人	新
7	鈴木 悦子	市民活動団体	障がい者支援NPO法人	新
8	藤瀬 ジョージ幸弘	事業者	外国人雇用	2
9	内海 浩之	事業者	商工会	2
10	井上 真晴	事業者	農業士会	新
11	岩見 昌光	事業者	常総市工業懇話会	新
12	佐々木 宣孝	学識経験者	県立高校・専門学校非常勤講師	2
13	芦ヶ谷 せい子	公募市民	保育士	新
14	藤島 忠夫	市職員	副市長	

平成 30 年 12 月 6 日現在



常総市市民協働まちづくり推進委員会

## (5) 庁内ワーキング会議

## ①第1回庁内ワーキング会議

常総市における自殺対策についての計画（いのちを支える常総プラン）の策定に必要な調査・分析・方向性の検討を行うため、庁内に自殺対策計画策定ワーキンググループを設置しました。関係各課における「いのちを支える」施策に資する事業を把握するために、事業の棚卸しを行いました。

グループ	部	課
1	市長公室	秘書課
		情報政策課
		防災危機管理課
	総務部	総務課
		人事課
		行政経営課
	会計管理	会計課
監査	監査事務局	
2	市民生活部	市民協働課
		市民課
		収税課
	経済環境部	農政課
石下支所	暮らしの窓口センター	
3	都市建設部	商工観光課
		生活環境課
		都市計画課
		道路維持課
		産業拠点整備課
		〃道の駅整備推進室
		下水道課
4	保健福祉部	高齢福祉課
		健康保険課
		社会福祉課（障がい）
	教育委員会	生涯学習課
		スポーツ振興課
		図書館

5	保健福祉部	こども課
	教育委員会	学校教育課
		玉幼稚園
		岡田幼稚園
		飯沼幼稚園
		豊田幼稚園
	御城幼稚園	
保健福祉部	第2保育所	
	第3保育所	
6	保健福祉部	高齢福祉課
		社会福祉課(生活保護)
		第4保育所
		第6保育所
	教育委員会	指導課
		豊岡学校給食センター
玉学校給食センター		

40 課 43 名参加 平成 30 年 11 月 27 日



庁内ワーキング会議

## ②第2回庁内ワーキング会議

棚卸した施策・事業を整理し、新たな計画への事業展開等を検討するため、関係各課を3グループに区分けし協議しました。

グループ	部	課
1	市長公室	秘書課
		防災危機管理課
	総務部	人事課
	経済環境部	商工観光課
	都市建設部	都市計画課 水道課
	保健福祉部	社会福祉課
2	市民生活部	市民課
		収税課
	教育委員会	生涯学習課
		図書館
		学校教育課 指導課
保健福祉部	高齢福祉課	
3	保健福祉部	高齢福祉課
		健康保険課
		こども課
		保健推進課
		社会福祉課

17 課 19 名参加 平成 30 年 12 月 21 日



庁内ワーキング会議

## (6) 計画策定の経緯

年 月 日	内 容
平成30年8月8日	第1回 いのちを支える自殺対策推進本部 ・「いのちを支える常総プラン」策定の流れを説明。
平成30年8月22日	第1回 常総市市民協働まちづくり推進委員会 ・「いのちを支える常総プラン」策定の流れを説明。
平成30年9月27日	第1回 いのちを支えるネットワーク会議 ・委員長、副委員長選出 ・報告「いのちをめぐる常総市の現状について」 ・講演「地域の自殺対策について」筑波大学太刀川先生
平成30年10月4日	管理職向け講習会 ・自殺対策推進本部長（市長）あいさつ ・報告「いのちをめぐる常総市の現状について」 ・講演「自殺要望の基礎知識」筑波大学太刀川先生
平成30年10月11日	事業棚卸し関係各課ヒヤリング（1） ・市民課、高齢福祉課、人権推進課、こども課、 健康保険課、市民協働課、都市計画課、道路維持課
平成30年10月12日	事業棚卸し関係各課ヒヤリング（2） ・商工観光課、生活環境課、収税課、人事課 防災危機管理課、秘書課
平成30年10月18日	事業棚卸し関係各課ヒヤリング（3） ・保健推進課、水道課、生涯学習課、スポーツ振興課 図書館
平成30年10月26日	事業棚卸し関係各課ヒヤリング（4） ・指導課、学校教育課
平成30年11月15日	第2回 常総市市民協働まちづくり推進委員会 ・いのちを支えるために必要な事項のワークショップ
平成30年11月27日	第1回 ワーキンググループ会議 ・既存事業の棚卸し、整理 ・計画書記載事業の検討
平成30年12月14日	第2回 いのちを支えるネットワーク会議 ・素案に関する意見聴取
平成30年12月21日	第2回 ワーキンググループ会議 ・庁内事業数値目標の検討
平成31年2月6～8日	事務局と関係各課の連絡会議 ・素案記載事項の最終検討
平成31年2月15日～ 平成31年3月18日	パブリックコメント ・ホームページ及び社会福祉課等による閲覧
平成31年3月26日	第2回 いのちを支える自殺対策推進本部 ・いのちを支える常総プラン（自殺対策計画）の承認





# いのちを支える常総プラン (常総市自殺対策計画)

2019(平成31)年度～2023(令和5)年度

発行 常総市 保健福祉部  
社会福祉課 障がい福祉支援室  
発行年月 2019(平成31)年3月  
〒303-8501 茨城県常総市水海道諏訪町3222番地3  
TEL 0297-23-2111(代表) FAX 0297-23-2450  
URL <http://www.city.joso.lg.jp/joso/www/>





